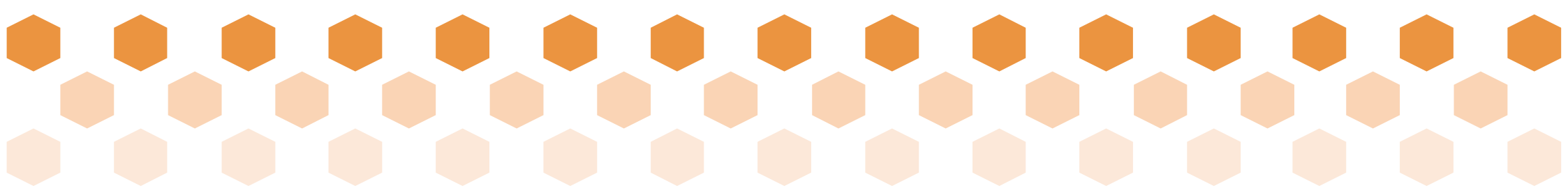


農林水産物・食品の輸出促進について

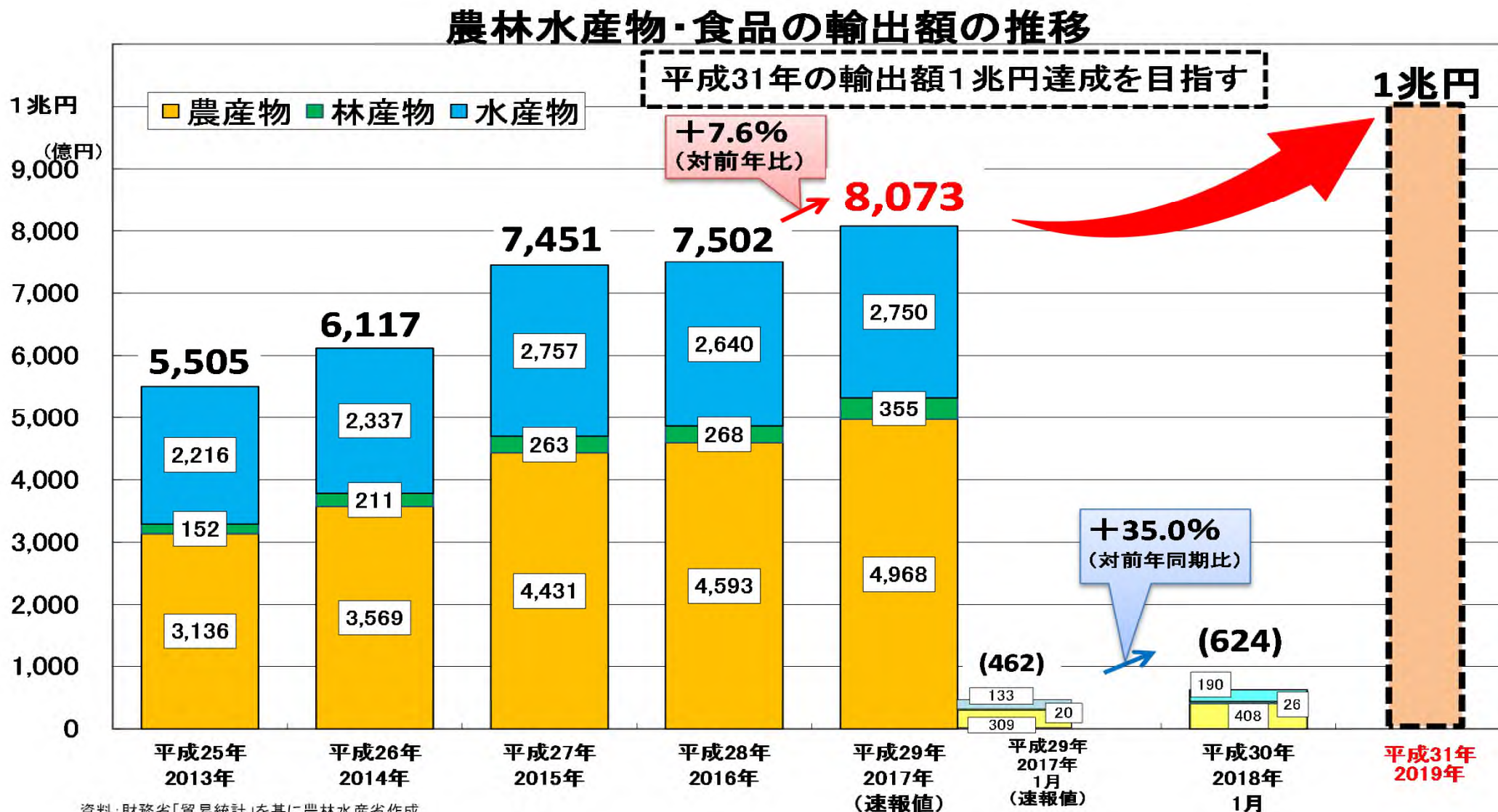


平成30年3月

農林水産省
食料産業局輸出促進課

農林水産物・食品の輸出額の推移

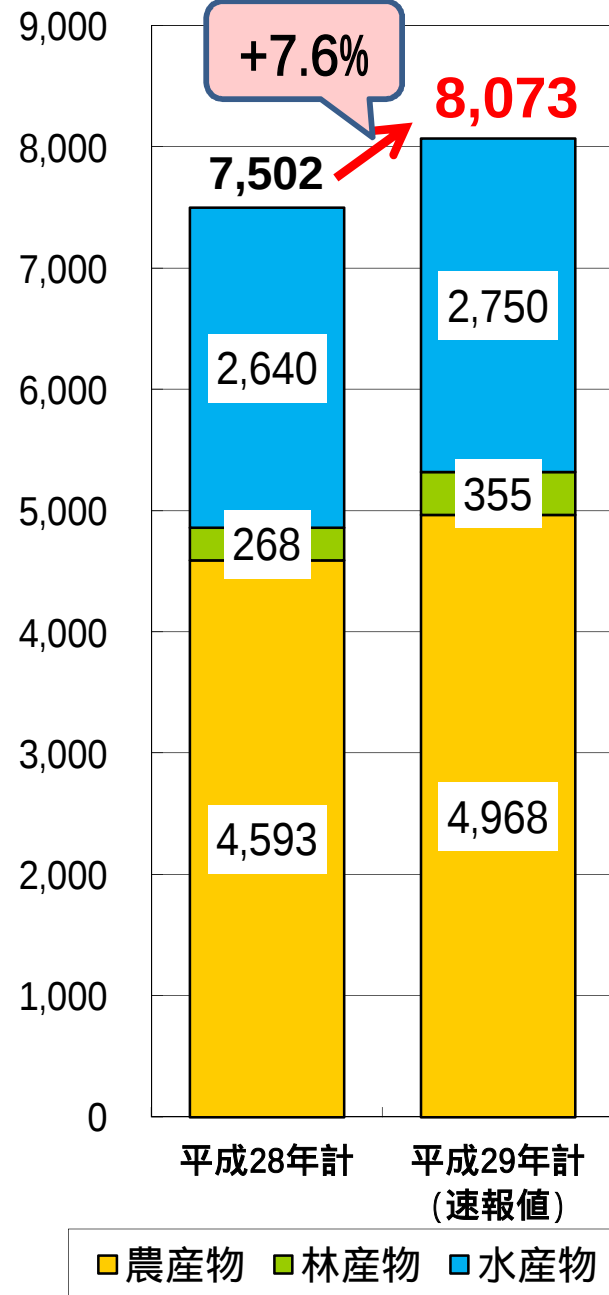
- 我が国の農林水産物・食品の輸出は、平成25年から5年連続で増加し、平成29年輸出実績（速報値）は8,073億円。
- 平成30年1月の輸出実績は、624億円で対前年同期比35%の増加。
- 平成31年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標に向けて取組を進めている。



平成29年の農林水産物・食品の輸出実績

MAFF

(億円)



品目別内訳

品目	平成28年 2016年	平成29年 2017年 (速報値)	増減率
農林水産物	7,502	8,073	7.6%
農産物	4,593	4,968	8.1%
加工食品 (アルコール飲料、調味料、清涼飲料水、菓子等)	2,355	2,636	11.9%
畜産品 (食肉、酪農品、鶏卵、牛・豚等の皮等)	510	626	22.6%
穀物等 (小麦粉、米等)	378	368	▲2.5%
野菜・果実等 (青果物、果汁、野菜・果実の缶詰等)	377	366	▲2.9%
その他農産物 (たばこ、播種用の種、花き、茶等)	973	971	▲0.1%
林産物 (丸太、製材、合板等)	268	355	32.3%
水産物	2,640	2,750	4.2%
水産物(調製品除く) (生鮮魚介類、真珠(天然・養殖)等)	1,954	2,052	5.0%
水産調製品 (水産缶詰、練り製品(魚肉ソーセージ等)等)	686	698	1.8%

国・地域別内訳

国・地域	平成28年 2016年	平成29年 2017年 (速報値)	増減率
世界	7,502	8,073	7.6%
アジア	5,539	5,902	6.5%
香港(真珠、なまこ(調製)、たばこ)	1,853	1,877	1.3%
中国(ホタテ貝(生・蔵・凍等)、丸太、植木等)	899	1,008	12.2%
台湾(りんご、アルコール飲料、ソース混合調味料)	931	838	▲10.0%
韓国(アルコール飲料、お好み貝(生・蔵・凍等)、ソース混合調味料)	511	597	16.7%
アセアン	1,177	1,399	18.9%
ベトナム(粉乳、植木等、かつお・まぐろ類)	323	395	22.4%
タイ(豚の皮、かつお・まぐろ類、さば)	329	391	18.7%
シンガポール(アルコール飲料、牛肉、ソース混合調味料)	234	261	11.7%
フィリピン(合板、製材、さば)	115	144	24.5%
マレーシア(アルコール飲料、いわし、ソース混合調味料)	73	77	4.6%
インドネシア(さば、播種用の種等、ソース混合調味料)	61	65	5.7%
カンボジア(牛肉、鶏肉、粉乳)	35	58	65.4%
中東	105	114	8.9%
アラブ首長国連邦 (清涼飲料水、菓子(米菓を除く)、配合調製飼料)	55	65	19.1%
北米	1,149	1,226	6.7%
米国(ぶり、アルコール飲料、ソース混合調味料)	1,045	1,115	6.8%
カナダ(アルコール飲料、緑茶、ひらめ・かれい)	83	98	17.3%
欧州	486	523	7.6%
EU(アルコール飲料、ソース混合調味料、お好み貝(生・蔵・凍等))	423	453	7.1%
オランダ(アルコール飲料、お好み貝(生・蔵・凍等)、魚油(肝油除く))	114	134	17.6%
フランス(アルコール飲料、醤油、緑茶)	65	72	11.3%
英国(アルコール飲料、ソース混合調味料、醤油)	61	72	16.8%
ドイツ(緑茶、ラノリン、ソース混合調味料)	67	67	0.6%
ロシア(さんま、アルコール飲料、インスチトコーヒ)	31	39	23.6%
大洋州	173	200	16.0%
オーストラリア(清涼飲料水、アルコール飲料、ソース混合調味料)	124	148	19.8%
アフリカ	122	192	57.8%
ナイジェリア(さば、アルコール飲料、緑茶)	9	55	478.2%
南米	34	30	▲11.4%

「国・地域」欄において ~ を付した国は輸出先上位20カ国、うち()内は主な輸出品目

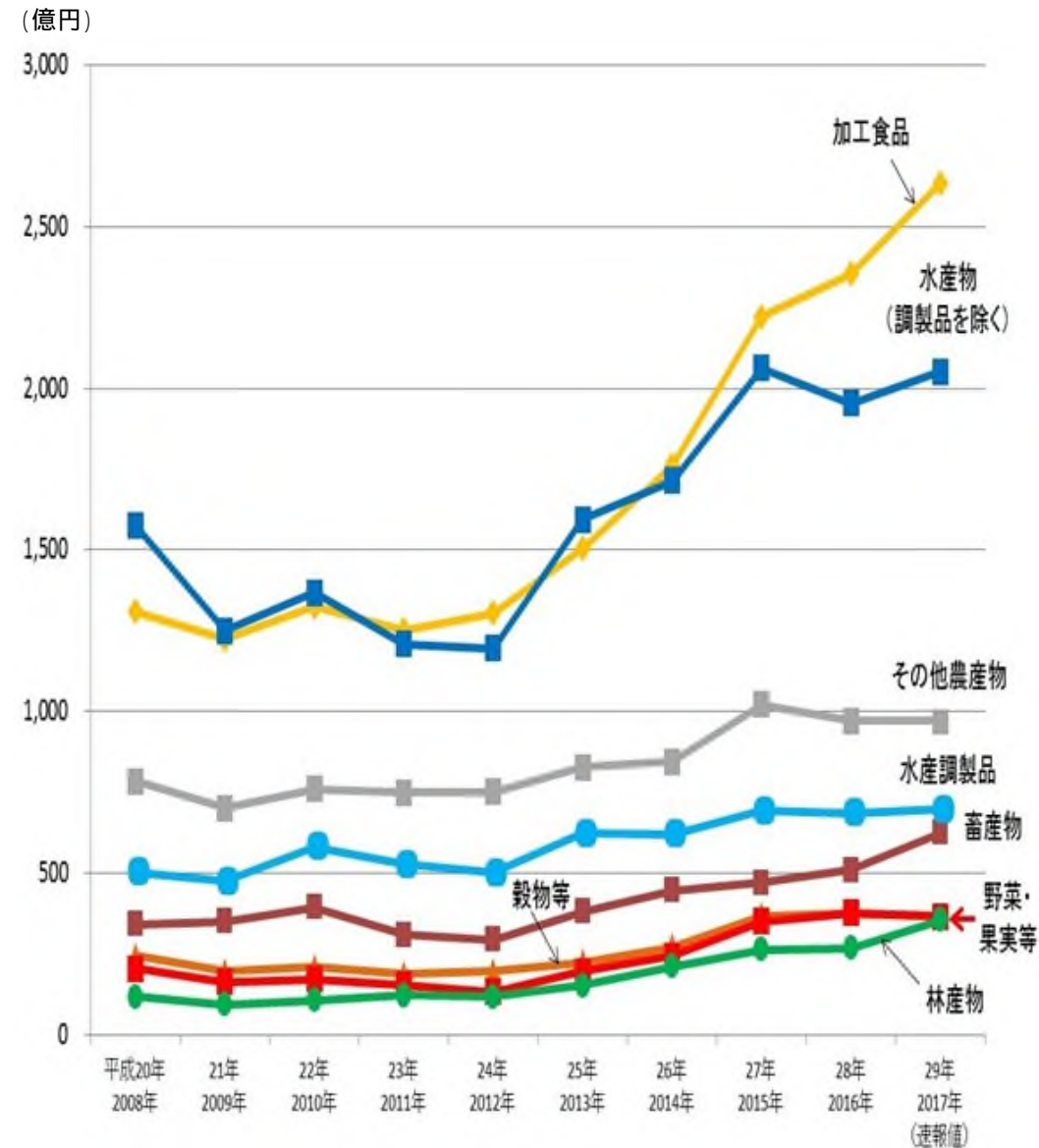
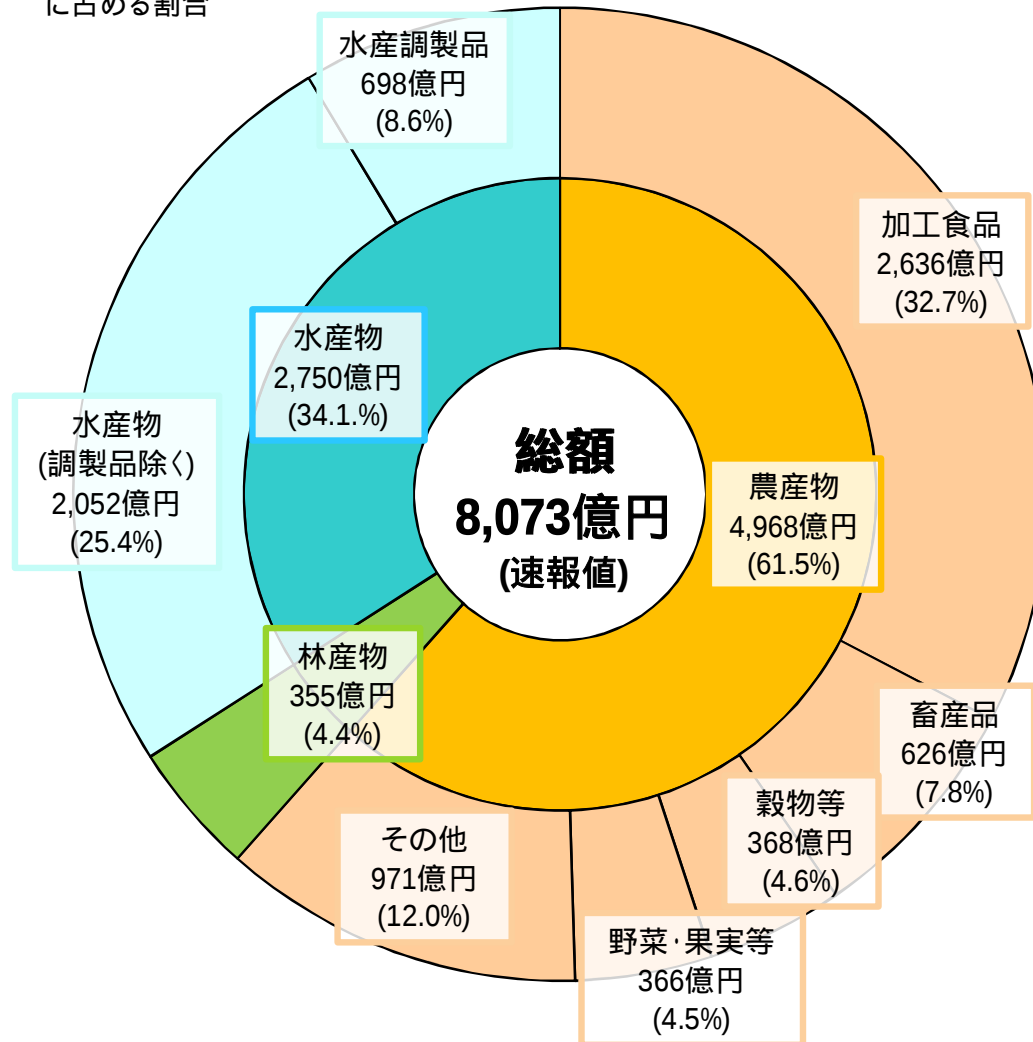
資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

平成29年農林水産物・食品の輸出額の品目別内訳

MAFF

- 農林水産物・食品の輸出額を品目別でみると、水産物が34%、加工食品が33%を占める。

(平成29年)
カッコ内は輸出総額
に占める割合



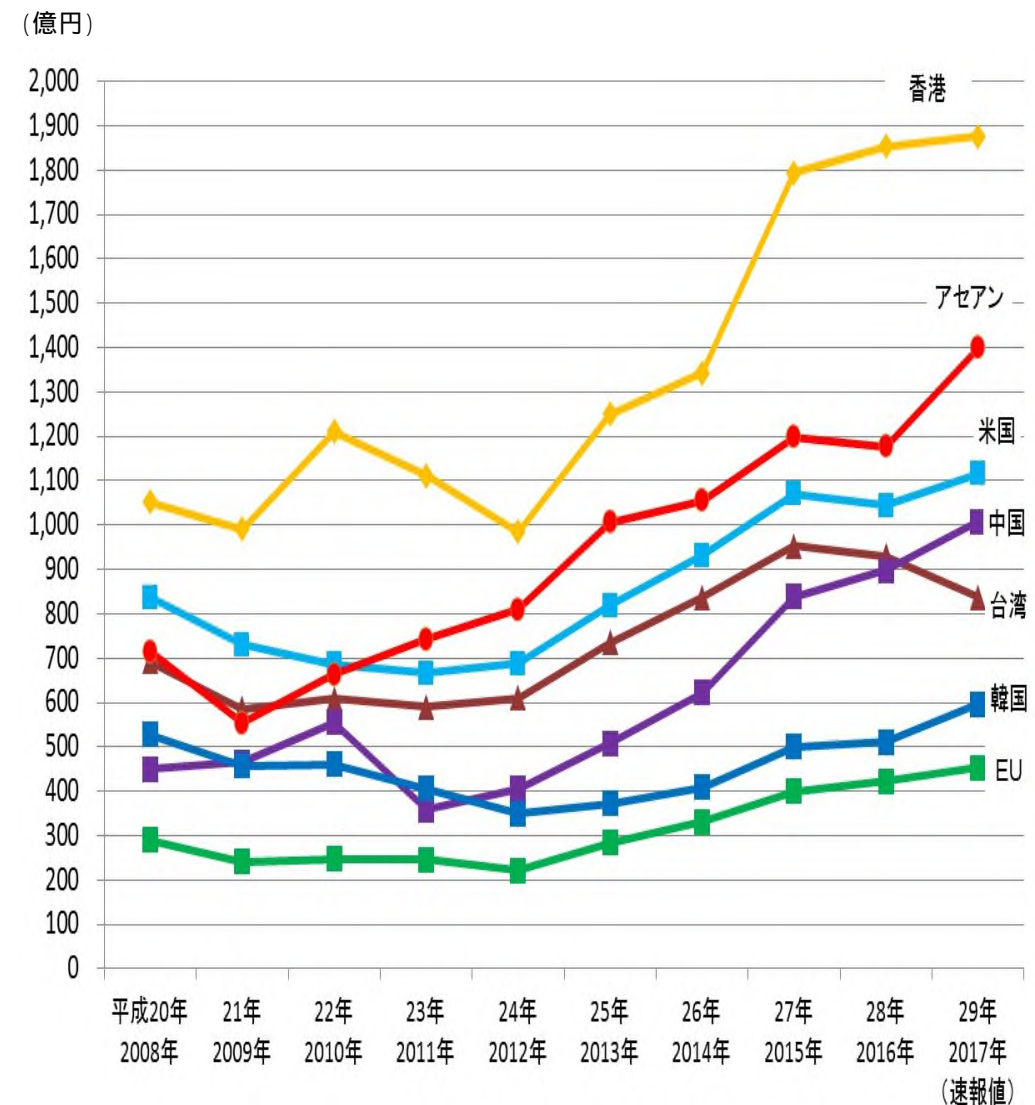
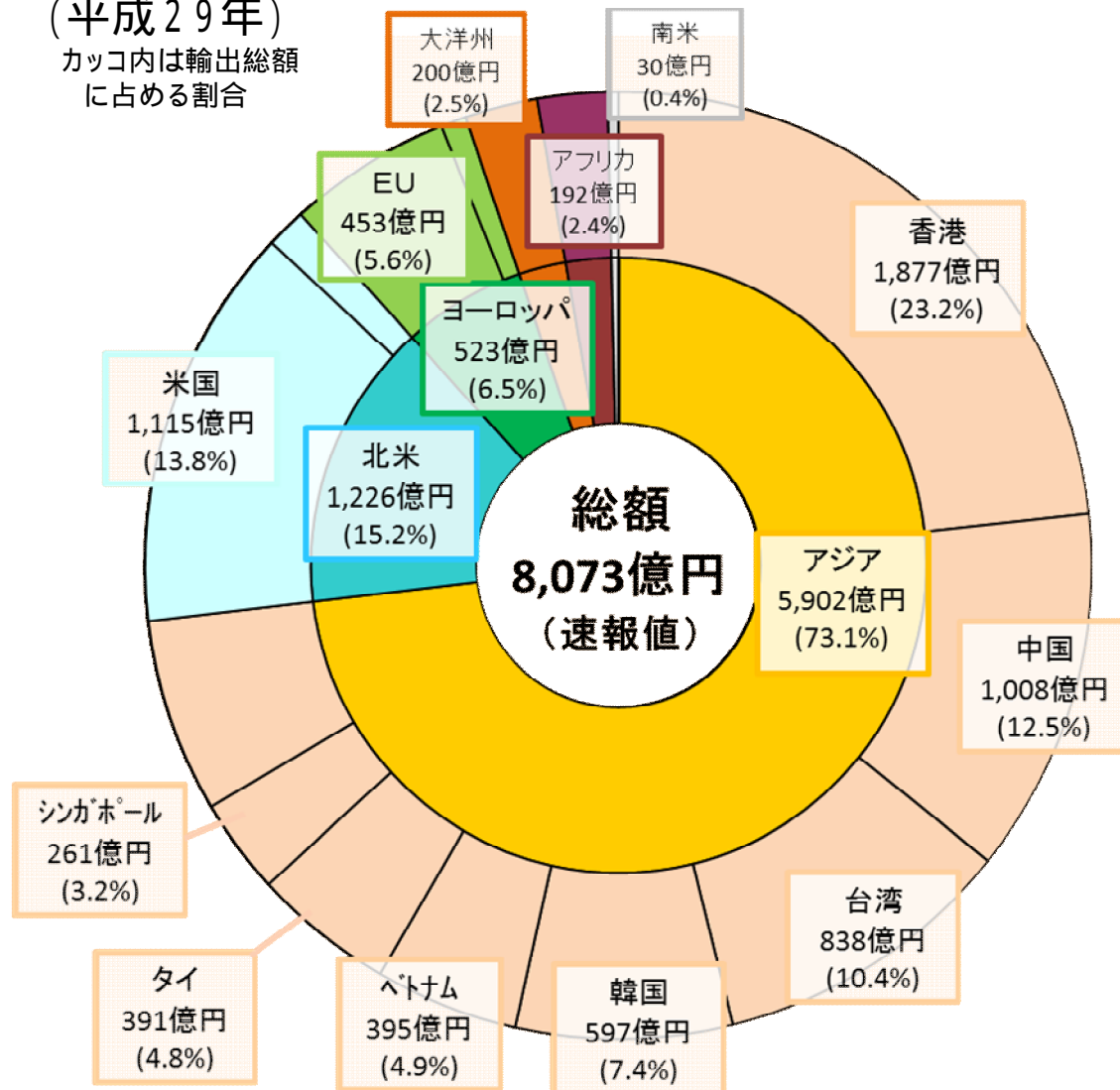
資料: 財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

平成29年農林水産物・食品の輸出額の国・地域別内訳

MAFF

- 農林水産物・食品の輸出額を輸出先国・地域別でみると、アジアが73%、北米が15%を占める。
- 国・地域別順位は、1位香港、2位米国、3位中国、4位台湾、5位韓国。

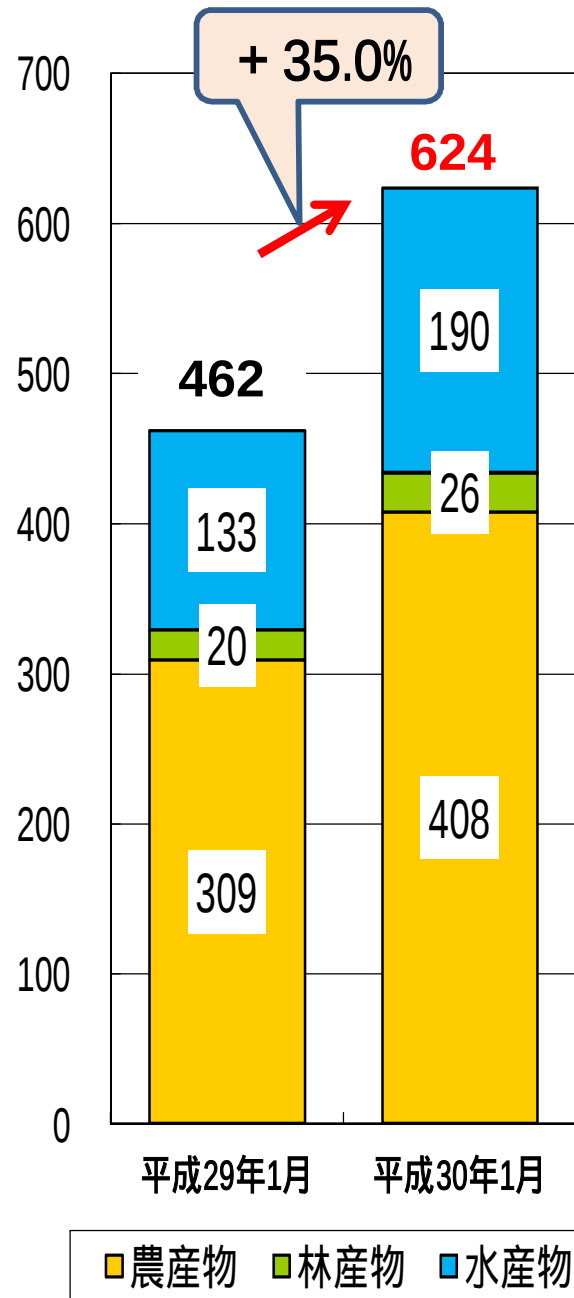
(平成29年)
カッコ内は輸出総額
に占める割合



平成30年1月の農林水産物・食品の輸出実績

MAFF

(単位: 億円)



品目別内訳

(単位: 億円)

品目	平成29年 2017年 1月	平成30年 2018年 1月	増減率
農林水産物	462	624	35.0%
農産物	309	408	31.9%
加工食品 (アルコール飲料、調味料、清涼飲料水、菓子等)	150	208	38.7%
畜産品 (食肉、酪農品、鶏卵、牛・豚等の皮等)	37	44	17.3%
穀物等 (小麦粉、米等)	21	26	20.0%
野菜・果実等 (青果物、果汁、野菜・果実の缶詰等)	34	52	54.8%
その他農産物 (たばこ、播種用の種、花き、茶等)	67	78	17.1%
林産物 (丸太、製材、合板等)	20	26	31.6%
水産物	133	190	42.7%
水産物(調製品除く) (生鮮魚介類、真珠(天然・養殖)等)	101	137	36.5%
水産調製品 (水産缶詰、練り製品(魚肉ソーセージ等)等)	32	52	62.0%

資料: 財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

国・地域別内訳

(単位: 億円)

国・地域	平成29年 2017年 1月	平成30年 2018年 1月	増減率
世界	462	624	35.0%
アジア	319	462	44.8%
香港(なまこ(調製)、たばこ、清涼飲料水)	87	133	52.6%
台湾(りんご、アルコール飲料、ソース混合調味料)	58	86	47.8%
中国(丸太、ホタテ貝(生・蔵・凍等)、植木等)	42	77	81.7%
韓国(アルコール飲料、ソース混合調味料、ペットフード)	41	50	22.9%
マカオ(牛肉、アルコール飲料、かつお・まぐろ類)	2	4	87.7%
アセアン	79	105	32.6%
ベトナム(植木等、粉乳、さけ・ます)	17	33	86.6%
タイ(豚の皮、さば、かつお・まぐろ類)	25	26	4.5%
シンガポール(アルコール飲料、牛肉、お弁当(調製))	18	23	31.2%
フィリピン(合板、さば、製材)	8	10	28.7%
マレーシア(いわし、お弁当(調製)、さば)	5	6	17.1%
中東	7	5	▲38.3%
北米	79	83	5.2%
米国(アルコール飲料、ぶり、ソース混合調味料)	71	76	6.3%
カナダ(アルコール飲料、緑茶、牛肉)	7	5	▲18.5%
欧州	34	37	7.3%
EU(アルコール飲料、ソース混合調味料、お弁当(生・蔵・凍等))	27	30	11.2%
オランダ(アルコール飲料、お弁当(生・蔵・凍等)、播種用の種等)	9	8	▲9.8%
ドイツ(緑茶、ラノリン、ソース混合調味料)	5	5	15.3%
フランス(アルコール飲料、播種用の種等、緑茶)	3	4	32.9%
英国(ソース混合調味料、醤油、アルコール飲料)	4	4	▲4.5%
ロシア(さんま、アルコール飲料、イヌクハトビー)	3	3	7.8%
大洋州	11	14	27.6%
オーストラリア(清涼飲料水、ソース混合調味料、アルコール飲料)	8	10	25.6%
アフリカ	16	26	60.4%
ナイジェリア(さば、ソース混合調味料、アルコール飲料)	4	9	123.3%
エジプト(さば、いわし、デキストリン等)	3	6	81.4%
ガーナ(さば)	5	6	23.7%
南米	3	3	▲13.3%

「国・地域」欄において ~ を付した国は輸出先上位20カ国、うち()内は主な輸出品目

主な品目の輸出量・輸出額の動向

MAFF

品目分類		主な品目	数量 単位	平成30年1月				(参考)平成29年計(速報値)			
				数 量	金 額 (百万円)	対前年同月増減率(%)		数 量	金 額 (百万円)	対前年同期増減率(%)	
						数量ベース	金額ベース			数量ベース	金額ベース
農産物	加工食品	-	-	20,758	-	38.7	-	263,591	-	11.9	
		清涼飲料水	kg	5,990	1,751	11.2	35.4	104,979	24,505	20.9	26.1
		菓子(米菓を除く)	t	967	1,406	23.9	36.6	13,692	18,221	1.4	0.3
		米菓(あられ・せんべい)	t	263	300	35.1	41.6	3,849	4,186	7.9	9.9
		醤油	t	2,680	550	20.2	22.3	38,693	7,155	13.3	8.3
		味噌	t	1,128	236	20.9	20.5	16,017	3,333	8.5	8.9
		ソース・混合調味料	t	4,139	2,174	21.8	17.9	55,156	29,590	6.2	8.1
		アルコール飲料	kg	13,758	4,758	29.8	41.0	169,023	54,509	35.5	26.8
		日本酒	kg	1,944	1,530	27.2	38.5	23,482	18,679	19.0	19.9
	畜産品	-	-	4,365	-	17.3	-	62,573	-	22.6	
		畜産物(牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、生乳・乳製品)	t	2,180	2,495	3.4	34.3	36,402	37,567	19.5	27.2
		牛肉	t	211	1,506	118.2	104.7	2,707	19,156	41.8	41.4
		豚肉	t	175	67	31.3	51.8	2,345	1,025	41.3	20.4
		鶏肉	t	605	120	22.8	24.3	10,004	1,976	10.5	14.8
		鶏卵	t	344	83	27.7	30.3	3,891	1,024	19.9	19.9
		生乳・乳製品	t	845	720	13.2	15.9	17,456	14,386	19.6	14.6
	穀物等	-	-	2,551	-	20.0	-	36,841	-	2.5	
		米(援助米除く)	t	989	254	35.3	31.8	11,841	3,198	18.6	18.1
	野菜・果実等	-	-	5,245	-	54.8	-	36,613	-	2.9	
		青果物	t	9,422	4,260	78.9	58.2	60,283	25,100	16.8	1.5
		りんご	t	7,965	3,218	87.5	72.9	28,724	10,948	11.5	17.7
		ぶどう	t	7	20	53.9	51.4	1,339	2,943	16.8	26.6
		もも	t	-	-	(前年同月実績なし)	(前年同月実績なし)	1,710	1,605	30.7	33.4
		なし	t	62	48	478.2	330.7	1,865	988	26.7	22.4
		かんきつ	t	183	130	32.7	19.5	1,708	602	12.6	3.6
		いちご	t	216	468	42.5	30.6	889	1,799	69.0	56.6
		ながいも	t	428	167	74.9	18.4	4,662	2,528	24.0	1.2
		かんしょ	t	231	91	70.6	70.9	2,652	971	15.7	12.2
	その他農産物	-	-	7,840	-	17.1	-	97,144	-	0.1	
		緑茶	t	337	1,024	25.6	7.6	4,642	14,357	13.0	24.3
		花き	-	-	1,852	-	143.5	-	13,494	-	54.2
		植木等	-	-	1,766	-	170.5	-	12,632	-	57.2
切花		t	18	85	22.6	20.8	135	862	31.7	20.3	
たばこ	t	871	1,189	19.5	0.4	8,491	13,820	41.6	36.8		
林産物	林産物	-	-	2,632	-	31.6	-	35,490	-	32.3	
		丸太	m3	94,566	1,178	91.9	67.9	970,933	13,688	49.3	61.7
		製材	m3	9,606	397	30.4	20.8	129,959	5,384	48.8	43.4
合板	m2	544,134	423	57.1	75.7	7,966,674	5,913	18.7	29.0		
水産物	水産物 (調製品除く)	-	-	13,743	-	36.5	-	205,201	-	5.0	
		さば	t	28,334	2,980	45.7	65.8	232,084	21,885	10.2	21.7
		さけ・ます	t	674	395	15.5	10.5	11,968	5,614	34.6	14.1
		ぶり	t	662	1,123	16.6	19.2	9,047	15,380	12.6	14.2
		いわし	t	5,862	526	292.1	251.6	61,923	5,299	58.4	53.3
		すけとうたら	t	985	210	48.8	24.6	9,754	1,873	37.0	20.3
		たい	t	180	172	23.7	16.4	3,759	3,111	7.7	3.5
		さんま	t	1,043	174	32.1	19.7	7,587	1,043	65.8	65.6
		ほや	t	668	130	9.5	27.4	5,114	1,105	56.7	31.4
		かつお・まぐろ類	t	1,658	866	8.8	24.2	37,434	14,262	54.5	45.6
		ホタテ貝(生鮮・冷蔵・冷凍・塩蔵・乾燥)	t	2,222	2,319	89.4	32.9	47,817	46,254	23.2	15.6
		真珠(天然・養殖)	kg	540	486	12.7	22.5	32,388	32,332	15.0	6.4
		-	-	5,226	-	62.0	-	69,815	-	1.8	
	水産調製品	なまこ(調製)	t	55	1,610	61.1	110.2	749	20,734	15.4	14.1
		ホタテ貝(調製)	t	70	718	11.7	13.2	1,147	9,407	44.6	26.7
		貝柱調製品	t	36	458	20.1	38.2	762	6,313	1.7	5.6
		練り製品(魚肉ソーセージ等)	t	1,056	834	48.2	48.5	11,451	9,520	2.7	2.7

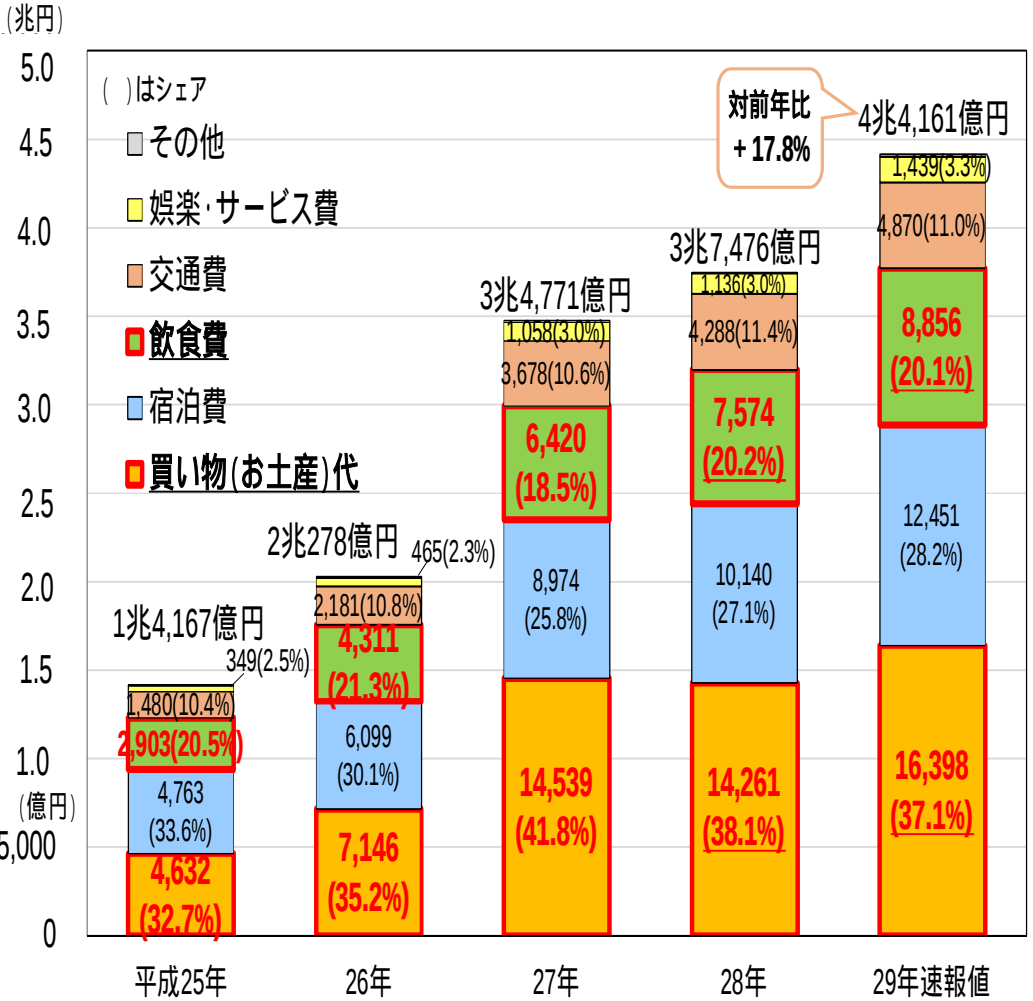
資料:財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成 単位:kg・・・キログラム、t・・・トン、kg・・・キログラム、m3・・・立方メートル、m2・・・平方メートル

資料:財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

(参考) 訪日外国人旅行者の旅行消費額、うち食料品等の購入額(推計値)の推移

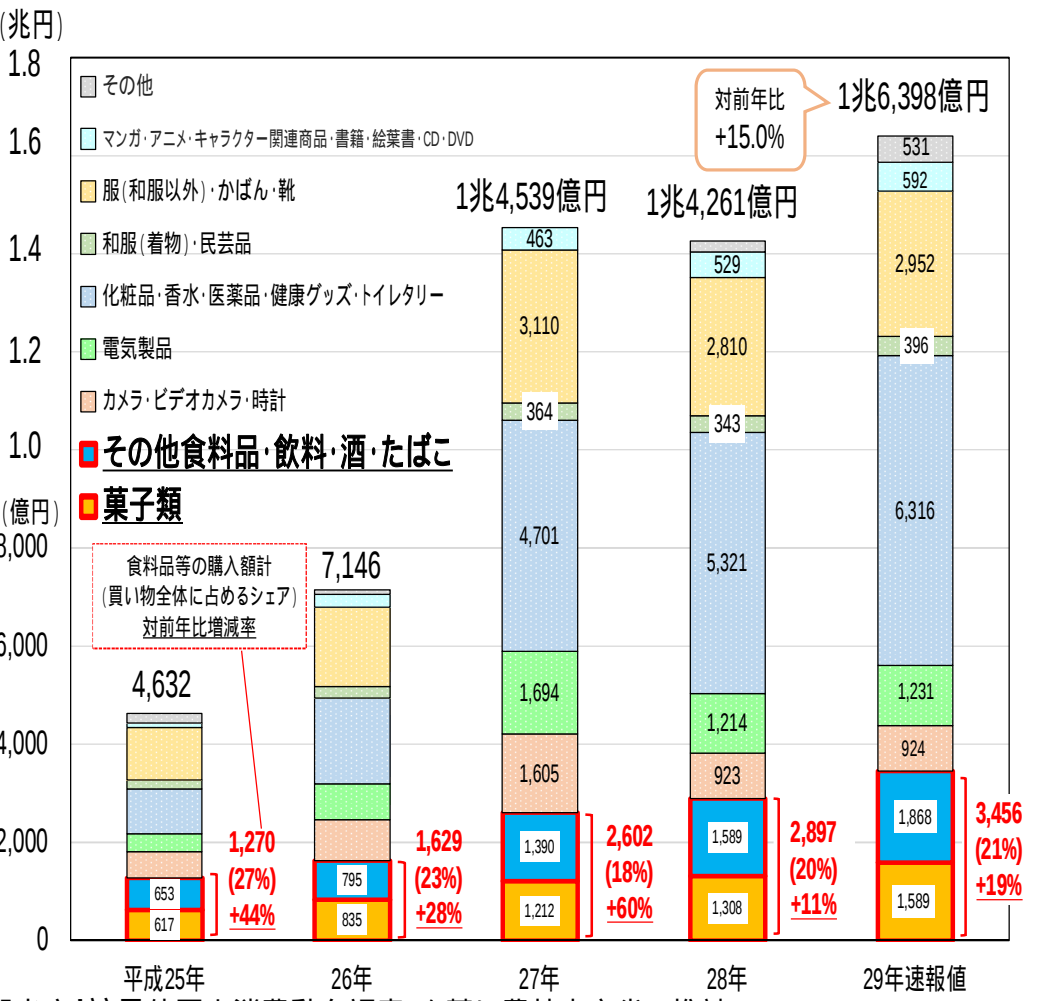
- 訪日外国人旅行者の日本滞在中の旅行消費額のうち、お土産等の買い物代が最も多く、全体の約4割で1兆6,398億円。
- 買い物(お土産等)代のうち食料品等(菓子類、その他食料品、飲料、酒、たばこ)は、引き続き堅調に増加し、平成29年は3,456億円(対前年比19%増)。
- 訪日外国人旅行者の日本滞在中の旅行消費額のうち、飲食費は3番目に多く、約2割を占めており、8,856億円。

○ 訪日外国人旅行者の日本滞在中の旅行消費額



資料: 観光庁「訪日外国人消費動向調査」を基に農林水産省作成

○ 訪日外国人旅行者の買い物(お土産等)額の内訳



資料: 観光庁「訪日外国人消費動向調査」を基に農林水産省で推計

推計方法: 訪日外国人旅行者1人当たりの買い物への支出単価(*1) × 食料品等の購入率(*1) × 訪日外国人旅行者数(*2)
*1: 観光庁「訪日外国人消費動向調査」、*2: 日本政府観光局(JNTO)「訪日外客統計」による推計値

農林水産業の輸出力強化戦略（平成28年5月 農林水産業・地域の活力創造本部とりまとめ）

○ 民間の意欲的な取組への支援

1. 市場を知る、市場を耕す （ニーズの把握・需要の掘り起し）

- 現地のニーズを継続して把握し、情報をまとめて、提供する
 - ・情報をJETROに一元的に集約・提供
- プロモーションを統一的、戦略的に行う
 - ・「国・地域別イベントカレンダー」を作成
- 多様な方法でプロモーションを行う
 - ・トップセールスや大型イベントの機会の活用
- 日本文化・食文化と一体として、売り込む
 - ・日本食や食文化等を発信する機能を持つ施設の設置・運営を支援
- インバウンドを輸出に結び付ける
 - ・外国人旅行者に農山漁村や日本食・食文化を体験してもらう取組等を拡大し、海外へ発信

2. 農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ （販路開拓、供給面の対応）

- 輸出についての相談をしやすくする
 - ・JETROと農林水産省の相談体制の強化
- 農林漁業者や食品事業者と貿易のプロを結びつける
 - ・海外バイヤーを国内の卸売市場や産地等に招聘しつつ商談会を開催
- 様々な販売ルート、販売手法を提案する
 - ・海外に産直市場を設置し、生産者が直接輸出する取組を支援
- 海外ニーズにマッチして、生産する
 - ・ジャパブランド定着のため、リレー出荷・周年供給体制を整備
- 海外輸入規制に適合して、生産する
 - ・輸出先国の動植物検疫等に対応した栽培方法や加工技術の確立・導入

3. 生産物を海外に運ぶ、海外で売る（物流）

- 安く運ぶ
 - ・共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化
 - ・最新の鮮度保持輸送技術の普及の促進・新規技術開発
- より多く、品質を守って、運ぶ
 - ・成田空港と那覇空港の貨物エリアの整備・拡大
- 中小事業者が売りやすくする
 - ・卸売市場について、海外バイヤー等に施設を開放

4. 輸出の手間を省く、障壁を下げる （輸出環境の整備）

- 輸出手続の手間を省く、輸出の障壁を下げる
 - ・規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化するため、内閣官房に「輸出規制等対応チーム（仮称）」を設置
- 国際規格・認証をとる、本物を守る、イスラム市場に打って出る
 - ・GLOBAL G.A.P.などの国際的な認証取得の推進、日本発の国際的に通用する民間の規格・認証の仕組みの構築

5. 戦略を確実に実行する （推進体制）

- 輸出戦略の実行をチェックし、更に進める
 - ・輸出戦略実行委員会において、輸出戦略に基づく実行状況等の検証
- 主要輸出先国で官民一体となった輸入促進体制をつくる
 - ・在外公館、輸出業者等が協力して課題解決に取り組む体制を検討

○ 意欲ある農林漁業者や食品事業者へのメッセージ

国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略

- ・それぞれの国・地域ごとに、現地の消費者の嗜好、日本や他国からの輸入の状況などを分析し、輸出拡大に向けた課題と具体的な取組を示した「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」を策定

品目別の輸出力強化に向けた対応方向

- ・米、青果物、茶、畜産物、水産物などについて品目別に輸出を目指す場合の課題と今後の取組の方向を示した「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」を策定

平成三十一年の輸出額1兆円目標の達成

プログラムの位置づけ

- 「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)において、農林水産物・食品の年間輸出額の平成31年(2019年)1兆円達成に向け、「農林水産業の輸出力強化戦略」の実践に必要なハード面とソフト面のインフラ整備等を整合的かつ計画的に進めることとされたことを踏まえ、策定するもの。

プログラムのポイント

1. 輸出インフラ整備の考え方と重点方針

(1) ハード面のインフラ整備

- 以下の機能を重視。
 - ・輸出先の植物検疫・食品規制・衛生基準に適合する生産・加工・集荷
 - ・品質や鮮度を保ちタイミング良く送り出す保管・梱包・積み出し
- 拠点の機能向上に向け、施設整備と一体的にソフト面の対策を実施。
 - ・積替えや再梱包の手間・コストを抑えて運搬するための集約化
 - ・より短時間での輸出関連手続のワンストップ化・迅速化の実現

	ハード面の整備	施設整備と一体的に行うソフト面の対策
生産・加工・集荷拠点	・高水準な衛生管理体制の整備 ・海外への長期輸送に対応可能なパッキング設備の整備 等	・GAP・HACCP等に対応した施設・体制を構築・運営するための人材育成 ・海外産に対する競争力強化のための高品質化や生産コスト低減 等
物流拠点	・コールドチェーンの確保に向けた荷さばき所や一時保管庫の整備 ・輸出関連手続きのワンストップ化に対応できる輸出用コンテナを積載可能なコンテナヤードや高水準な衛生管理が可能な加工処理施設の整備 等	・海外へ出荷する拠点として必要な集荷力の強化 ・輸出関連手続きのワンストップ化 ・HACCPに対応した施設・体制を構築・運営するための人材育成 ・海外産に対する競争力強化のための物流コスト低減 等
海外拠点	・海外における日本産品の産直市場の整備 等	・海外の卸・小売事業者、飲食店との取引関係の構築 ・海外の消費者への日本食品・食材の情報発信・販売 等

(2) 輸出サポート体制等の整備(ソフト面のインフラ整備)

- 事業者等へのサポート体制の整備
- 制度・手続面の整備・改善

2. 当面の具体的な整備案件

(1) ハード面のインフラ整備(当面41ヶ所を整備(施設、場所、輸出産品・輸出先を記載))

(2) 輸出サポート体制等の整備(ソフト面のインフラ整備)

- 事業者等へのサポート体制の整備
 - ・輸出拡大に向けたオールジャパンのブランディング・プロモーション・サポート体制の整備
 - ・海外のニーズを踏まえた産品を取りまとめて輸出する地域商社等の取組の促進
 - ・輸出先国の規制に対応するための産地等への技術的サポート体制の整備 等
- 制度・手続面の整備・改善
 - ・規格・認証や知的財産に関する制度の活用
 - ・輸出関連手続きの改革 等

- 平成28年11月にとりまとめられた「農林水産物インフラ整備プログラム」に基づき、検疫・食品規制等への対応、品質や鮮度保持への対応、積替えや再梱包の手間・コストの削減といった機能を重視し、施設整備等を実施。
- 当面の具体的整備案件41施設中、平成29年度までに18施設が稼働予定。また、5施設が一部稼働予定。

整備例 1

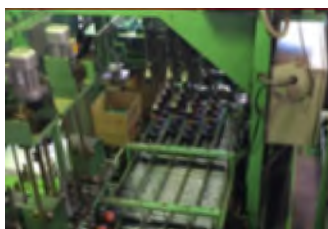
つがる弘前農協
(青森県弘前市)

【平成29年8月稼働】

- 輸出向け出荷能力向上やりんごの高品質化を図るため、選果機、製品貯蔵ライン、自動こん包装置等を整備。



輸出用アイスボックス



輸出用自動
こん包装置

整備例 2

(株)ミヤチク都農工場
(宮崎県都農町)

【平成31年4月稼働予定】

- 新たな国へも輸出拡大するため、HACCPに基づく衛生管理が徹底できるよう、高度な空調管理設備等を備えた食肉処理施設を整備。

・牛肉：EU、米国、香港、シンガポール等
・豚肉：香港、シンガポール等



食肉解体施設



枝肉冷蔵室

整備例 3

境漁港
(鳥取県境港市)

【平成30年3月以降順次稼働予定】

- 漁港での陸揚から出荷までの高度衛生管理体制の構築及び漁獲物処理能力の強化を図るため、密閉型荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等を一体的に整備



密閉型荷さばき所



マイワシ

MAFF

- 11 -

新プロモーション機関の創設

< 日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO） >

- 農林水産物・食品のブランディングやプロモーション等の取組を強化するため、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した新たな輸出サポート機関として、平成29年4月1日に「日本食品海外プロモーションセンター」（略称：JFOODO（ジェイフード - ））を新設。

- 名称：日本食品海外プロモーションセンター
（ジェットロに、農林水産・食品部などを傘下におく本部から独立した組織として設置）
- 略称：JFOODO（ジェイフード）
* 「風土」に加え、日本の「食」を連想させるもの

【ロゴマーク】



活動内容

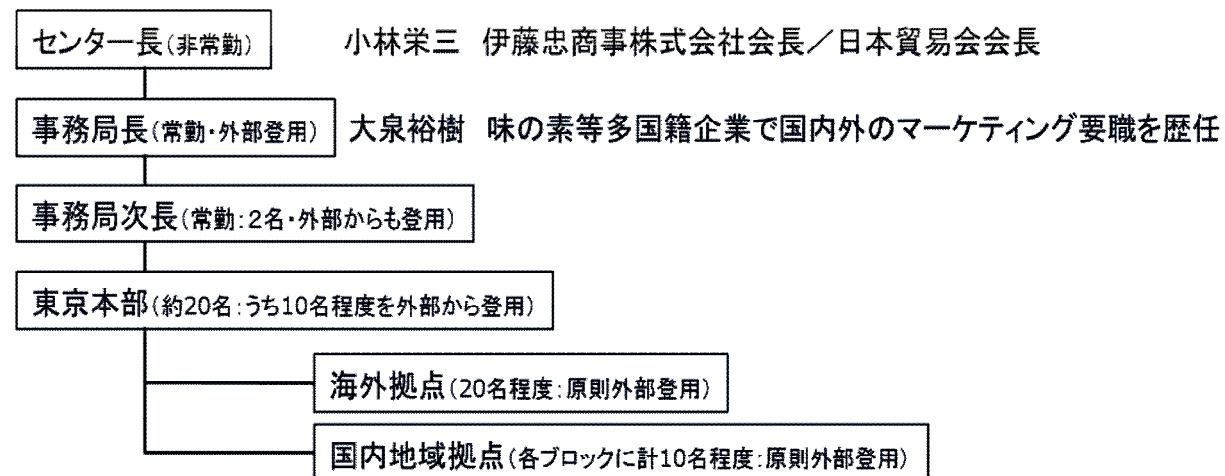
海外市場の詳細なニーズ把握や現地の卸・小売・外食事業者等の商流を作り出す**キープレーヤー等の情報の徹底調査**。

どの国・地域に、何を（品目）、どこで（小売・外食・中食）売り込むかの戦略設定。

日本の食文化と一体となった、**オールジャパンでの日本産品のプロモーション、ブランディング**。

事業者の**販売活動に対する継続的な支援**。

【体制】



「日本産が欲しい」という現地の需要・市場を作り出し、産地の特色・魅力にあふれた産品を**相応の価格で輸出**することで**生産者の所得向上**につなげる。

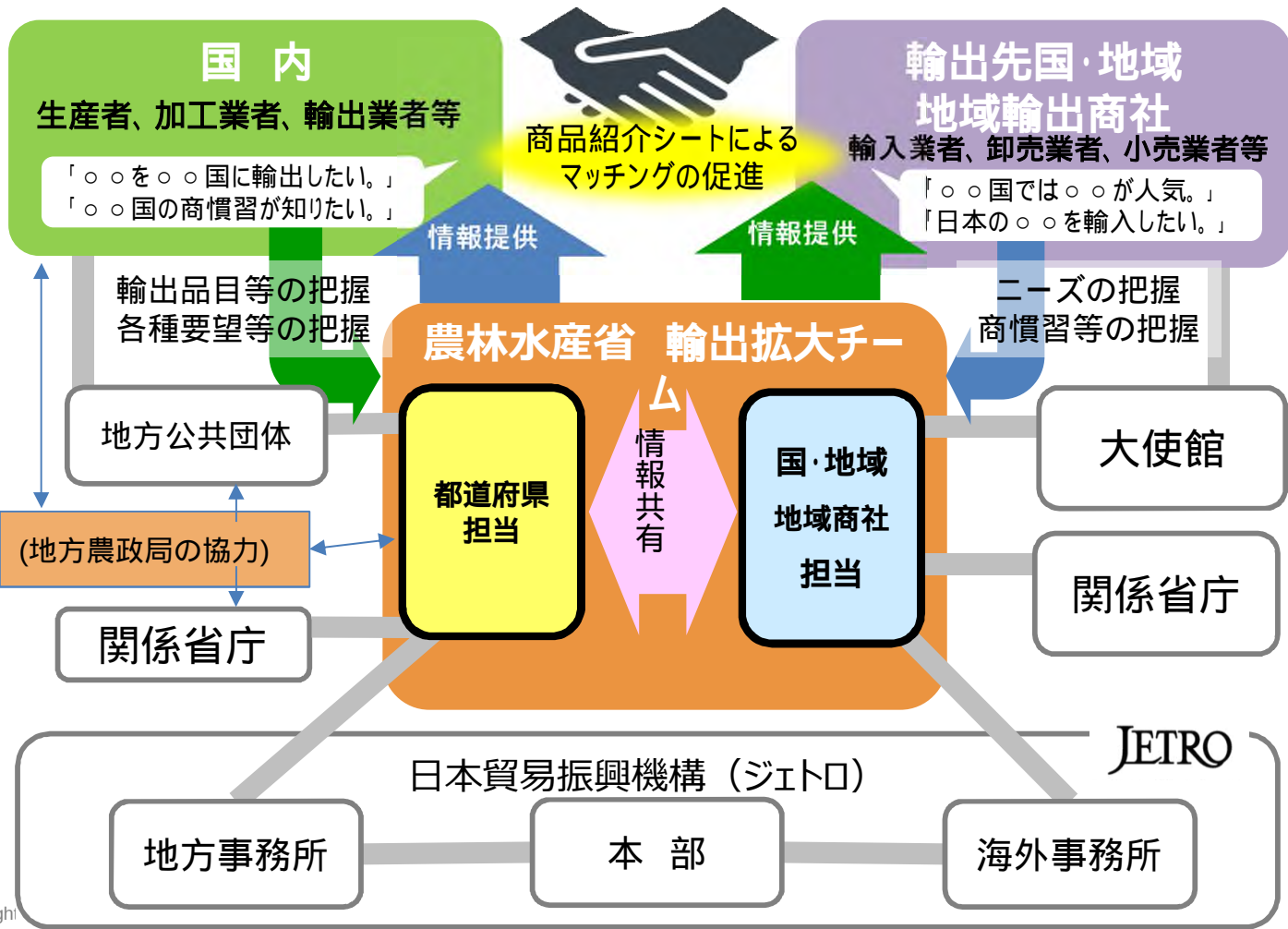
➤ 第一次取組テーマと戦略

下記の5品目7テーマとし、平成30年2月より順次、施策実施中。その他品目等については、プロモーションで解決すべきボトルネックが明確になった後に、戦略策定・実行に着手

品目	エリア	2017年度の 起点	戦 略
米粉	米国・ 欧州	米国・ 仏国	グルテンフリー度と生地適性に優れた日本産米粉を、パンやピザに原料ブランドとして訴求し、世界の情報発信都市を起点に日本国内需要米の100倍に相当する小麦粉市場を少しずつ置き換えていく。(世界のグルテンフリー市場は、平成32年に5,000億円に達するとされる。)
日本酒	欧州・米 国・アジア	英国	日本酒の入り口としてのキーディッシュを設定した上で、日本酒本来の価値を伝えて消費者を日本酒の世界に引きこんだ後、好みの日本酒を選べるような情報を整備する。
日本ワイン	米国・ 欧州・ 香港・ シンガポ ール	米国・ 英国・ 香港	欧州品種ワインに比べ、バランスが良くエレガントな日本ワインを、世界の料理の潮流であるマイルドな味付けの料理に相性の良いワインとして、権威誌を通じて先進国のソムリエに広め、大ワイン市場に食い込んでいく。(世界のワイン市場は3兆9千億円(平成28年))
クラフト ビール	米国	米国	すでに日本の全ビール市場を超えた、米国におけるクラフトビールブームをとらえ、特徴のあるフレーバーを持ち日本のクラフトマンシップで実現され日本で作られた点を訴求し、新しいオプションを提供していく。(米国のクラフトビール市場は3.8百万キロリットルと、既に日本のビール総市場を超えている。)
水産物 (ハマチ等)	アジア	香港	味や栄養・安全性を前提に、文化的アプローチで、日本産の水産物を寿司店で関心を喚起して選択を後押しし、ローカル市場におけるサーモンの牙城を崩す。
和牛	アジア	台湾	日本産のブランド力、スライス肉の現地インフラを活用し、豪州産や米国産のWagyuでは本格感を訴求しにくい日本式しゃぶしゃぶ等をキーディッシュとして、部位や等級を拡大し、名声にシェアを近づける。
緑茶	米国・欧 州・中東	米国	IT企業を中心に広がる日本由来のマインドフルネス(リラックス・集中力増強方法)のブームをとらえ、競合茶よりもテアニンが豊富な日本茶を心と体を整えるマインドフルネスビバレッジとしてリポジショニングする。

輸出拡大チームについて

- 産地・生産者等が見本市・展示会に出展するだけでは、商談成立につながらない「試食会」で終わるおそれあり。具体的なサプライチェーンが構築され、商流が形成される取組を強化する必要。
- 具体的には、「餅は餅屋」の発想で、産地・生産者と地域商社や海外輸入業者を相互につなぐマッチングが重要。
- このため、平成29年1月、食料産業局に「輸出拡大チーム」を編成。各都道府県の担当者122名、輸出先の国・地域の担当者70名、地域商社の担当者3名を置き、延べ200人体制で、「マッチングシート」と、「輸出商品紹介シート」の活用によるマッチングサポートを開始。
- 具体的な成約が、強く求められていると認識して、活動。



輸出拡大チームの活動状況

- 都道府県担当の訪問件数 約500社
- 提出された輸出商品紹介シート 約180社 約550商品
- 国別担当の訪問国数 21カ国 約100社
- 紹介先地域商社 42社
紹介・商談中事業者 152社
(平成29年11月末時点)

マッチングシートについて

輸出拡大が期待される品目とのマッチング表(サンプル)

品目名	商品紹介シート作成中	提出された商品紹介シートを海外バイヤー等へ提供	商談中	成約
-----	------------	-------------------------	-----	----

国・地域	事業者	業態	求める品目等	関東								東海		九州	
				千葉県				静岡県				岐阜県		宮崎県	
				A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社	K社	L社
				いちご	落花生、 落花生加工品	日本酒	どぶろく	みかん、 純搾り、 冷凍みかん	抹茶	紅芋ラテ、 いちごラテ、 抹茶ラテ、 桜えびふりかけ	有機栽培茶、 粉末茶、 ティーバッグ	超高級イチゴ、 イチゴ加工品	米粉類	焼酎 ※米国（西海岸） 向け	キャビア
香港	あ社	外食	鮮魚（黒ソイ、チコダイ、イサキ等）												
	い社	流通	希少性があり、ストーリーがある農林水産品		落花生、 落花生加工品	日本酒	どぶろく		抹茶	紅芋ラテ、 いちごラテ、 抹茶ラテ、 桜えびふりかけ	有機栽培茶、 粉末茶、 ティーバッグ				
	う社	流通	自社レストラン用に出す稀少食材				どぶろく		抹茶	紅芋ラテ、 いちごラテ、 抹茶ラテ、 桜えびふりかけ	有機栽培茶、 粉末茶、 ティーバッグ				
			家庭用料理キットに入る食材												
	え社	ホテル	稀少・高級食材												キャビア
輸出先 国・地域	商社名称	現状	求める品目等	関東								東海		九州	
				千葉県				静岡県				岐阜県		宮崎県	
				A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社	K社	L社
香港 マレーシア タイ ベトナム 台湾 中国 シンガポール	か社	大田市場をベース。輸出に関心のある産地の話を聞く用意はある。国内で高評価を得ることが輸出の条件。	ぶどう（シャインマスカット）												
			いちご	いちご								超高級イチゴ、 イチゴ加工品			
			りんご												
			干し柿												
			柑橘類					みかん、 純搾り、 冷凍みかん							

商品紹介シートについて

- 輸出する生産者、事業者と、輸入バイヤーや、輸出商社などをつ結び付けるツールとして「輸出商品紹介シート」を使用。輸出したい商品、事業者情報、アピールポイント、品質管理情報などを記載。その商品紹介シートを輸出拡大チーム内で活用し、輸入バイヤーや輸出商社等に紹介。
- 商品によっては、狙う海外マーケットのニーズが異なるため、市場に合わせてバージョンを微調整。

輸出商品紹介シート

記入日 年 月 日

2017年度輸出版 rev.1

※シートは、農林水産省が定めたフォーマットに準拠したシートを使用し、必要に応じて修正してください。

商品特性と取引条件

商 品 名			
提供可能時期	()	賞味期限 / 消費期限	消費期限
主 産 産 地	発注リードタイム		
内 容 量	保存温度帯		
1ケースあたり入数	JAN コード	(は 明 も し く は 明)	
最大・最小ケース納品単位	最大	最小	参考価格
ケースサイズ(重量)	縦(cm) × 横(cm) × 高さ(cm)	重量(kg)	FOB(Free on Board) / CIF(Cost Insurance and Freight)
パッケージ・ケースの材質	価格 納期 備考		
原料及び添加物 原産地	希望小売価格		
栄養成分・成分量	※輸出先の表記方法に従って記載ください		
認 証 等	☐ 有機JAS ☐ ISO ☐ HACCP ☐ 農薬生産工程管理(GAP) ☐ その他(右に記入)		
ターゲット	☐ 特産 ☐ 中産 ☐ 産地・販売 ☐ メーカー ☐ スーパーマーケット ☐ 百貨店 ☐ その他小売 () 専売店対応可能 ☐ キット対応可能		
輸出先	国、地域など		
利用シーン	輸出先への輸出		
商品写真			

アレルギー表示(特定原材料)

※使用している項目に記号、使用していない場合は以下の欄に大きく×をする。

☐ 小麦 ☐ 卵 ☐ 大豆 ☐ 牛乳 ☐ 鶏卵 ☐ 豚肉 ☐ 牛肉 ☐ 魚介類 ☐ 果物 ☐ 野菜 ☐ 穀類 ☐ 油脂 ☐ その他

☐ まつたけ ☐ もも ☐ やまいも ☐ りんご ☐ 梨 ☐ パナ ☐ ごま ☐ けし ☐ 落花生 ☐ あび ☐ いち ☐ いち ☐ オレンジ ☐ カシューナッツ ☐ 大豆 ☐ さば ☐ セイイカ ☐ 牛乳 ☐ 鶏卵 ☐ りんご ☐ ゼラチン

(その他のアレルギー表示を行っている場合は、その旨を記入)

←表面

商品の紹介ページ、利用シーンや商品の特長、写真など、自社の商品をアピールできるシートを作成。

裏面→

事業者情報、製造工程、品質管理情報など、バイヤーや輸出商社とのスムーズな商談ができるようなシートを作成。

出展企業紹介

出 展 企 業 名	薄墨さくら製麺 株式会社		
年 間 営 業 額	平成 27 年度 300 百万円	従業員数	平成 27 年度 正社員 10 名、パート 10 名
代 表 者 氏 名	山本 蕎麦夫		
メ ッ セ ー ジ	創業は明治元年。創業者が、皆様にそばを食べていただくそば屋を開店したことが始まりでした。以来、原料にこだわり、製造方法にこだわり、広く皆様に喜んでいただくそばの製造に励み続けました。おかげさまでそば屋が上り、今では薄墨さくらそば(つゆ付き)、薄墨さくらそばぜんべいなど製造品目も増え、通信販売も行っています。是非薄墨さくらそばを一度ご試味下さい。		
ホームページ	http://www.usuzumi_sakura_soba.com		
全 社 所 在 地	〒500-0000	岐阜県岐阜市△△町○番	
工場所在地	同上		
経 営 者	山本 蕎麦次	E - m a i l	info@usuzumi_sakura_soba.com
T E L	058-000-0000	F A X	058-000-0000

生産・製造工程アピールポイント

※農産品の場合は栽培面積・年間収穫量なども記載

石臼挽き → 石臼挽き → ブレンドそば粉 → 加水 → そば打ち → 製麺 → 乾燥 → 包装 → 出荷

じっくり時間をかけてそばを石臼挽きします。
 天然の絹糸はそばをブレンドします。
 製麺は昔ながらの太さで仕上げます。

品質管理情報

品質管理の有無	○ 無 ○ あり	目の粗がいふるいで異物を取り除き、品質担当者の触覚と目視で検査します。
生産・製造工程の管理	買い付け担当者は、原料の購入から保管まで責任を持って管理して記録を付けます。製造担当者はそばの石臼挽きから製麺、乾燥・包装まで責任を持って管理し、記録を付けます。	
衛生管理への取組	保管区画、製造区画を外部と厳密に分け、内部に入る者は衛生的に管理された作業着、帽子、マスク、長靴を着用。入念なローラーがけでゴミを取り除き、手洗い・衛生区画に入ります。衛生安全管理は従業員一人一人に教育・訓練を行っています。	
施設設備の管理	直接原料や加工後のそばに接触する可能性のある装置や器具は毎日の掃除に加えて、1週間に一度従業員による一斉清掃を行い、施設の衛生管理を行っています。	
品質管理体制	品質管理責任者 山本 蕎麦次 品質管理部長 山本 蕎麦次 品質管理課長 山本 蕎麦次 品質管理員 山本 蕎麦次	

「日本の食品 輸出EXPO」について

農林水産省
食料産業局

日本にいながらにして、世界中の多数の有力バイヤーと直接商談できる絶好の機会

- 会期：2017年10月11日（水）～13日（金）
- 会場：幕張メッセ
- 主催：リード エグジビション ジャパン（株）
- 共催：（独）日本貿易振興機構（JETRO）
- 協力：農林水産省
- 規模：出展者 304 社、
海外バイヤー（有力バイヤー約 3000 を招聘）、国内輸出商等



第1回 “日本の食品” 輸出 EXPO			
輸出支援 ソーン - 輸出コンサルティング - 販路開拓サービス - 輸出管理IT - 書類作成代行 … など	調味料 ソーン - しょうゆ - マヨネーズ - ケチャップ - 食酢 … など	食品素材 ソーン - 小麦粉 - 米粉 - 油脂 - 食品添加物 … など	ドリンク ソーン - 清涼飲料 - 焼酎 - ワイン - 梅酒 - 日本酒 - ビール - ウイスキー - 果実酒 … など
物流・運輸 ソーン - 総合物流サービス - 海運・航空貨物 輸送 - 輸出通関サービス - 倉庫保管サービス … など	菓子 ソーン - スナック菓子 - チョコレート - ビスケット - 飴菓子 … など	加工食品 ソーン - 即席食品 - 缶詰・びん詰 - レトルト食品 - 食肉加工品 - 冷凍食品 - 乳製品 - 米加工品 - 健康食品 … など	農水産物 ソーン - 米・穀物 - 食肉 - 鶏卵 - 果物 - 水産物 - 牛乳 - 野菜 - 茶葉 … など

【農水省の協力】

輸出相談窓口

JETROと共同で相談窓口を設置。
個別の質問・相談に対応。

食文化発信のためのランチイベント

海外バイヤー向けに日本食（昼食）
を提供。日本の食文化・食材をPR。
（出展企業の食材を活用することで
輸出EXPOでの商談も後押し）



輸出拡大チームによるサポート

輸出拡大チーム（後述）の都道府
県担当者、国担当者が、出展者、
海外バイヤーにそれぞれアプローチ。
個別のご相談・問合せ等に対応。

【第二回 日本の食品 輸出EXPO】

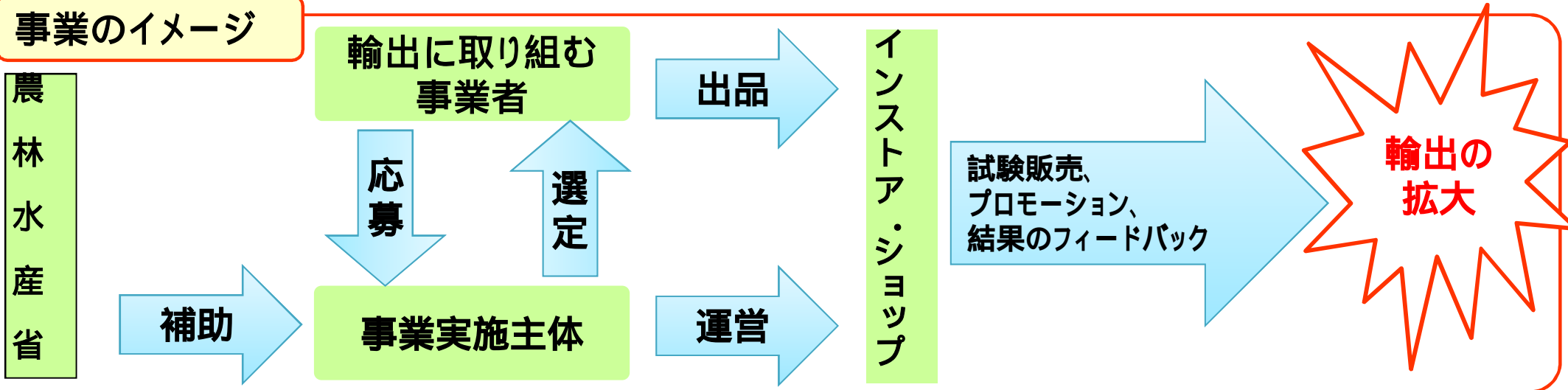
- （1）日程：2018年10月10日（水）～12日（金）
- （2）会場：幕張メッセ
- （3）出展者：600社（前回比2倍）（予定） 出展募集中
- （4）バイヤー：海外の食品バイヤー2500名、国内の輸出商1500名が来場（予定）

新興市場等におけるマーケティング拠点の設置

MAFF

海外の百貨店等においてインストア・ショップを設置し、輸出に取り組む事業者には日本産農林水産物・食品の試験販売、プロモーションを行う機会の提供及び結果のフィードバックを行います。

事業のイメージ



【募集する産品】

- 6次産業化の認定を受けた事業者の食品等も含め、全国から幅広く募集します。
- 対象となる産品は、インストア・ショップでの試験販売として陳列されるため、食品に限定される他、原材料などスーパーでの陳列には適さないものは除きます。

【インストア・ショップ設置予定国・地域】

- アジア：シンガポール、タイ、マレーシア、中国（上海） 等
- 中 東：アラブ首長国連邦（ドバイ） 等
- 欧 米：米国、EU（フランス）、ロシア 等



平成29年度 新興市場等におけるマーケティング拠点事業（事業計画概要）

平成30年1月31日現在

No	事業実施国	事業実施主体	試験販売予定期間	事業内容	対象品目	商品の募集期間
1	タイ（バンコク）	(株)アライドコーポレーション	8～3月	日系百貨店など日本の高級商材を販売する定番の店舗に加え、現地中間層に商材を浸透させてより多量の商品の販売を実現するための試験販売とすべく、ローカルの量販店でも試験販売を行う。 （この他、ECサイトを活用して郊外の消費者やリピーターを取り込む試験販売も実施予定。）	農水産物・食品全般（生鮮、加工品）	公募終了
2	シンガポール	(株)おいしいJAPAN	8～2月	中間層への浸透を念頭に、ローカル系スーパーマーケットの店舗等に販売拠点を設置し、試験販売を実施。 （この他、インターネットでの販売も検討中。）	加工食品、清涼飲料、青果(果物)、機能性、健康食品、農産品等	公募終了
3	マレーシア（クアラルンプール・ペラ州・セランゴール州等）	(株)Jプロデュース	9～2月	日系百貨店等では日本産品が浸透していることから、これまで日本産品があまり販売されてこなかった現地中間層の利用が盛んな郊外型小売店等に販売拠点を設置し試験販売を実施することで、多量販売を目指す。 また、現地で10年来日本食材の輸入販売を行う日系インポーターと組んで試験販売終了後の継続多量販売を目指す。 （この他現地日本食レストラン等でも実施予定。）	青果、鮮魚、水産加工品、コメ、酒類、飲料、調味料、健康食品、茶	公募終了
4	アラブ首長国連邦（ドバイ）	(株)コスモトレードアンドサービス	9～3月	試験販売旗艦店として、同社が新たに設置する予定の店舗を活用し、また、富裕層から中間層まで幅広く試験販売を実施すべく、現地スーパーマーケットの店舗等に販売拠点を設置。出稼ぎ系居住者（居住人口の8割）など従来、必ずしもメインターゲットとしてこなかった層の開拓に力を入れる。	農・畜・水産品、加工食品	公募終了
5	フランス（パリ、ブレスト）	(株)テロワール・アンド・トラディション・ジャパン	11～2月	EUでニーズの高い伝統食品・有機食品等を取り扱う店舗を中心に販売拠点を設置し、試験販売を実施。日系輸入事業者がディストリビューターの役割を担い、試験販売終了後の継続販売を目指す。また、超ハイエンドから社会全体への浸透を目指し、オピニオンリーダーやファッションリーダーなどを有名美術館のようなサロンの会場に集め、抹茶や熟成酒などの特定品の魅力を五感で理解させるとともに、その後の社会への発信も伴う形での試験販売も検討中。	パリ（有機食品（調味料、菓子、茶）、飲料等） ブレスト（高級品等）	公募終了
6	中国（上海、成都、北京、大連など）	板橋貿易(株)	12～3月	上海にある日本産米の自社アンテナショップや、子供関連商品専門店、全国複数箇所の百貨店・量販店等に販売拠点を設置。継続販売につなげるため、料理人を使った実演販売や専門性を持った販売員による試食イベント等による啓発活動を行いながら試験販売を実施。日常生活での活用を促すことで人口の多い市場における商品の定期購入を目指す。 事業に際しては、継続的にレシピを微信(SNS)で発信するなど効果的な手法により、新たな食生活の提案を併せて行う。 （この他、インターネットでの販売も検討中。）	コメ関連商品（コメ、離乳食（レトルト粥））、和食用食材（鮮魚、魚加工品等）、乳幼児～子供向け食品、調味料、菓子、飲料等	公募終了
7	米国（ホノルル、シアトル）、カナダ（バンクーバー）	(株)カワコーポレーション	1～3月	シアトル、ホノルル、バンクーバーの日系スーパーに販売拠点を設置。 多民族があり、トレンド化・ブランド化しやすいハワイを足がかりに、米国本土への進出等を目指す。また、米国と商流が一体となっているケースの多いカナダにおいても、米国での取組と連動しながら、商品の定着化に向けたプロモーション等を実施。	水産加工品、総菜、菓子類、和菓子、冷蔵・冷凍加工品等	公募終了

注：事業実施計画書等に基づく整理であり、今後変更があり得る。

公募の詳細については、以下のリンクからご確認ください。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/170502.html#marketing> - 19 -

今後の農林水産業・食品産業の発展のためには、販売力を強化していくことが必要。販売力を向上させていくための様々な仕組みがあるので、生産者、事業者が何に取り組んでいきたいかに合わせて、適切な仕組み、支援策を活用していくことが重要。

基礎的な取組体制の構築とそのアピール

食品安全、環境配慮、労働安全、人権保護
等の基礎的な取組の「見える化」

食品安全、持続可能な取組を体系立てて行うことにより、

- ・経営体制の「見える化」、経営改善したい。
- ・農業事故を減らしたい。
- ・販売先を確保したい。

- ・加工施設の食品安全管理を向上させたい。
- ・消費者からのクレームを減らしたい。
- ・消費者に安心してもらいたい。

- ・産品や取組について国のお墨付きがほしい。
- ・自らの強みのアピールにつながる規格が新たに欲しい。

品質等の良さ、強みの「見える化」

偽物、模倣を排除し、ブランドを保護

- ・地域ならではの特徴的な産品をブランド化したい。
- ・地域ブランドの偽物を排除して本物を保護したい。

オープン戦略

G A P

オープン戦略

H A C C P
(ハサップ)

オープン戦略

J A S 制度

(根拠法：J A S 法→改正により、必要な規格を作成できるように。)

クローズ戦略

地理的表示 (G I)

(根拠法：G I 法)

付加価値のアピール

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要

MAFF

- 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、撤廃・緩和される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、27か国で輸入規制を撤廃、27の国・地域で輸入規制を継続）。

諸外国の食品等の輸入規制の状況（平成30年2月22日時点）

規制措置の内容 / 国・地域数				国・地域名
事故後輸入 規制を措置 54	規制措置を完全撤廃した国		27	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ
	輸入規制 を継続して 措置	一部の都県を対象に輸入停止	9	7 韓国、中国、シンガポール、香港、マカオ、台湾、ロシア 2 (日本での出荷制限品目を停止) 米国、フィリピン
			17	インドネシア、仏領ポリネシア、オマーン、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、ブラジル、EU、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、ブルネイ、ニューカレドニア、アラブ首長国連邦(UAE)、レバノン EU加盟国(28ヵ国)を1地域とカウント。
		自国での検査強化	1	イスラエル

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物肉についてのみ検査証明書等を要求。

最近の規制措置が完全撤廃された例

撤廃された年月	国名
平成26年1月	イラク
"	豪州
平成27年5月	タイ 一部の野生動物肉を除く
11月	ボリビア
平成28年2月	インド
5月	クウェート
8月	ネパール
12月	イラン
"	モーリシャス
平成29年4月	カタール
"	ウクライナ
10月	パキスタン
11月	サウジアラビア
12月	アルゼンチン
平成30年2月	トルコ

最近の輸入規制緩和の例

緩和された年月	国・地域名	緩和の主な内容
平成28年4、7、8、9、10、12月	米国	輸入停止(福島県等) → 一部の品目が順次解除
6、9月	仏領ポリネシア	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小 (福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外 等)(9月)
7月	カタール	検査報告書(47都道府県) → 輸入時サンプル検査
"	イスラエル	輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目が縮小
10月	ニューカレドニア	輸入停止(12都県の全ての食品・飼料) → 解除(野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等について証明書の添付も不要に)
12月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小(15都県の全ての食品・飼料 → 5県のみ)
平成29年3月	レバノン	全ての食品・飼料について検査報告書の添付で輸入可能に
4月	ロシア	青森県に所在する施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に
9、11月	米国	・ 福島等5県産の牛乳・乳製品について、輸入時の(放射性物質に係る)安全性証明が不要に ・ 輸入停止(福島県等) → 一部の品目の解除等
12月	EU	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小 (福島県のコメ等を検査証明対象から除外 等)
平成30年1月	トルコ	輸入時全ロット検査の対象品目が縮小(切り花、盆栽等を検査対象から除外)

スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン(EFTA加盟国)もEUに準拠した規制緩和を実施。

主な輸出先国・地域における輸入停止措置の概要

我が国の主な輸出先国・地域においては、原発事故に伴い、福島県他の一定地域からの日本産農林水産物・食品の輸入規制を維持、強化(韓国、台湾)。

現在、香港、台湾、中国及び韓国に対し、重点的に規制撤廃を申し入れ中。

輸出先国・地域	輸出額 (平成29年 速報値) 括弧内は輸出 額に占める割合	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	1,877億円 (23.2%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
米国	1,115億円 (13.8%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
中国	1,008億円 (12.5%)	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
台湾	838億円 (10.4%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品(酒類を除く)
韓国	597億円 (7.4%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、 千葉	水産物

(*) 中国については、「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等」については、放射性物質検査証明書の添付が求められているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない状況。

動植物検疫の輸出解禁・条件緩和における取組

- **動植物検疫**については、現在、17か国56件取り組んでおり、27年度以降は**12か国26件が輸出解禁・条件緩和**。
- 相手国への解禁要請、協議中の規制について、引き続き、**関係省庁と連携の上取り組む**。

動物検疫協議の状況（平成30年1月20日現在）

相手国への解禁要請

- ・韓国 牛肉、豚肉
- ・インドネシア 鶏肉
- ・フィリピン 豚肉、鶏肉
- ・台湾 鶏卵

等

1: 家畜衛生体制や疾病の清浄性の評価

動物検疫協議中

輸出先国による 疾病リスク評価(1)の実施中

- ・中国 牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵
- ・タイ 豚肉
- ・米国 豚肉
- ・EU 豚肉、鶏肉、鶏卵、乳製品

等

検疫条件の協議中

- ・韓国 鶏卵
- ・中国 牛乳・乳製品
- ・ロシア 牛肉（施設追加）
- ・マレーシア 鶏肉
- ・米国 鶏肉、鶏卵
- ・豪州 牛肉

等

輸出解禁済

- (27年度以降の実績)
- ・豪州 常温保存可能牛肉製品
 - ・ミャンマー 牛肉
 - ・ブラジル 牛肉
牛肉製品等(携帯品)
 - ・タイ 牛肉
(貨物の第3国積み替え、30ヶ月齢制限撤廃)
 - ・シンガポール 鶏卵等(携帯品)
 - ・台湾 牛肉
 - ・マレーシア 牛肉

等

植物検疫協議の状況（平成30年1月20日現在）

相手国への解禁要請

- ・米国 ウリ科

植物検疫協議中

輸出先国による 病害虫リスク評価(2)の実施中

- ・米国 なし(全ての都道府県の解禁)
- ・カナダ もも
- ・EU 黒松盆栽
(錦松盆栽を含む)
- ・韓国 りんご・なし
- ・タイ 玄米
- ・ベトナム かんきつ類
- ・ペルー いちご・なし(携帯品)

等

検疫条件の協議中

- ・米国 りんご(輸出前臭化メチルくん蒸の廃止)
 - ・カナダ りんご
(臭化メチルくん蒸等に代わる検疫措置の追加)
 - ・タイ かんきつ類(生産地域の追加)
 - ・豪州 りんご・なし
(臭化メチルくん蒸等に代わる検疫措置の追加等)
 - ・NZ かんきつ類(全品種解禁等)
- 〔このほか、暫定的な輸出が認められている生果実の植物検疫条件(タイ)について協議中。〕

輸出解禁済

- (27年度以降の実績)
- ・ベトナム りんご
なし
 - ・タイ かんきつ類
(三重県内生産地域の追加拡大)
 - ・豪州 玄米
 - ・米国 かき
うんしゅうみかん
(福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県の追加)
 - ・カナダ なし
(全ての都道府県の解禁。携帯品含む。)
 - ・りんご
(「ふじ」を含む全品種の解禁。携帯品含む。)
 - ・ペルー 精米、玄米、豆類等(携帯品)

2: 病害虫の侵入・定着・まん延の可能性や、まん延した場合の経済的被害の評価を踏まえた検疫対象となる病害虫の特定

- TPP、日EU・EPAを通じ、農林水産物・食品の輸出重点品目のほぼ全てで輸出先国の関税が撤廃される中、この機会を捉え、輸出環境課題の解決に向けた取組や日本文化・食文化の普及と一体となった需要拡大の取組等を緊急的に実施することにより、平成31年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の達成を目指します。

輸出環境課題への対応の加速化

- 日EU・EPA大枠合意で獲得した関税撤廃のメリットを可能な限り早期に活用できるよう、EU向け輸出に係る以下の環境整備を支援します。

既存添加物申請支援

インポートトレランス申請支援

豚・鶏・卵等に係る残留物質等モニタリング検査の体制構築実証

豚・鶏・卵等に係る残留物質等モニタリング検査支援

EUの輸入規制等に関する事業者サポート



TPP・EU等需要拡大緊急対策事業

- 輸出拡大の可能性が高い日本産農林水産物・食品を誰に、どのようなストーリーで行うかを明確にした上で、複数のメディアを活用した日本文化・食文化と一体となったPR、外食・中食、小売店舗等におけるテストマーケティング、ビジネスマッチング等の取組を支援します。



フードバリューチェーントータル実証事業

- これまで一般的に取り組まれていない新たな技術・手法やその組み合わせ等により、更なる輸出拡大のボトルネックの解決手法を確立し、生産、加工・貯蔵、物流、販売の各段階の関係者の参画を得て新たな商流を形成するための実証の取組を支援します。

〔取組例〕

- ・ 海外の外食・中食事業者ニーズに対応するための1次加工商品の開発・輸出モデルの実証
- ・ 新たな冷凍技術による高鮮度の冷凍魚を新たなエリアを含めて販売する商流の構築実証

規格・認証、知的財産の戦略的活用の推進

- 農林水産物・食品の輸出を促進するため、日本産の強みや適正な管理のアピールにつながる規格・認証の制定・活用を推進するとともに、海外における品種登録等の知的財産保護を推進します。

国際認証取得拡大緊急支援事業

日本発の水産エコラベル認証取得加速化事業

日本発食品安全管理規格活用加速化事業

植物品種等海外流出防止緊急対策事業

地理的表示登録審査・監視システムの構築

我が国産品・事業者の規格提案の加速化事業

- 「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、オールジャパンでの戦略的で一貫性のあるプロモーションの企画・実行等による海外需要の創出、輸出環境の整備を推進し、国産農林水産物・食品の輸出を促進

海外需要創出等支援対策事業

戦略的マーケティングの強化 及び輸出に取り組む事業者への総合サポート

- ・ 戦略的にマーケティングを強化する国・地域及び品目を絞り込み、売り込むべきメッセージを明確にしたJFOODOによるマーケティング戦略の策定・実行を支援
- ・ 輸出に取り組む事業者が、具体的な成果を上げるための、JETROによる以下の取組を支援
商談会等に参加する事業者等に対してセミナーの開催、相談対応等
国内外の商談会及び海外見本市への出展支援

品目別等のオールジャパンでの輸出促進支援

- ・ 品目別の取組方針に基づき、オールジャパンでの取組を支援
- ・ 具体的な輸出拡大が見込まれる分野、テーマに対する販路開拓等の取組を支援

食文化発信による需要開拓

- ・ トップセールス、海外における日本食・食文化の普及を担う料理人等の育成、海外レストランにおける日本産食材の活用推進等の取組を支援

【海外需要創出等支援対策事業 34(32)億円】

輸出環境整備推進事業

政府間交渉のための情報収集・分析等

- ・ 原発事故による諸外国・地域の輸入規制等に係る政府間交渉のために必要となる、科学的データの収集・分析等を実施 等

輸出環境課題の解決に向けた支援

- ・ 日本の既存添加物等を米国等へ登録するために必要なデータ収集等、自ら輸出環境の整備に取り組む事業者への支援を実施

【輸出環境整備推進事業 6(3)億円】

輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備

輸出条件の整備から産地形成までの戦略的植物検疫対策

- ・ 我が国に有利な国際的検疫処理基準の確立
- ・ 輸出検疫協議の迅速化を図るための技術的データの蓄積
- ・ 産地が輸出先国の検疫条件や残留農薬基準を満たす農産物を生産するための技術的サポート

輸出の前提となる家畜疾病対策

- ・ 畜産物の輸出促進に資するよう、慢性疾病等の家畜疾病対策を実施

【輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備 10(10)億円】

輸出拡大に資する食産業の海外展開等の促進

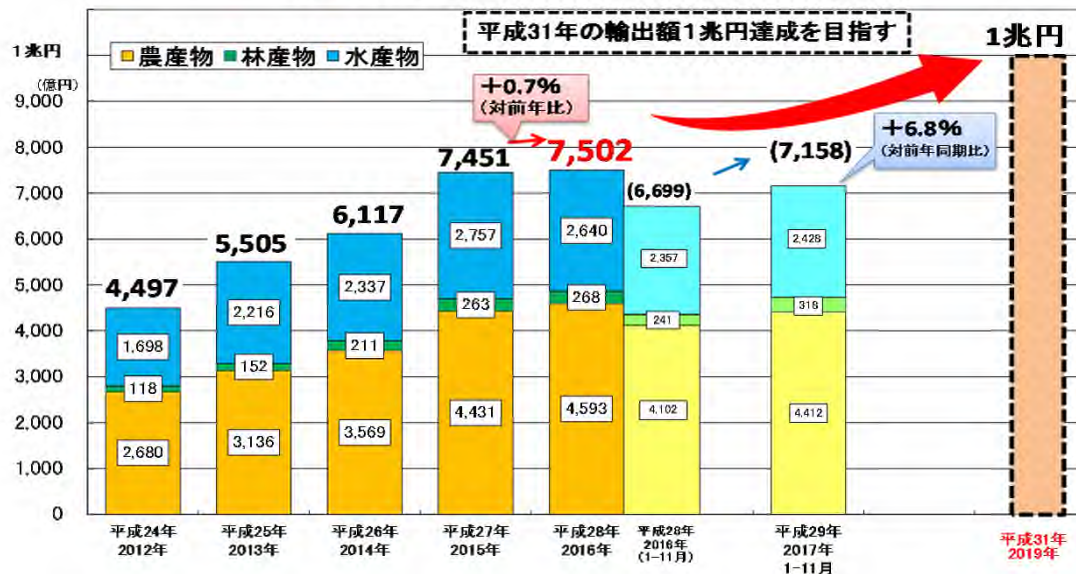
- ・ 諸外国の制度・投資環境等の専門的調査、二国間政策対話等での官民連携による働きかけ・PRの実施、食産業インフラを浸透させるための取組支援 等

【海外農業・貿易投資環境調査分析事業 7(7)億円】

日EU・EPA大枠合意を受けた攻めの対応について

日本産農林水産物・食品の輸出

我が国の農林水産物・食品の輸出額の推移



我が国の農林水産物・食品のEUへの輸出額の割合(2016年)

輸出先国	輸出額 (億円)	割合	主な輸出品目
EU向け計	423	5.6%	アルコール飲料(ウイスキー等)、ほたて貝、ソース混合調味料、緑茶、醤油
オランダ	114	1.5%	ほたて貝、アルコール飲料(ウイスキー等)、魚油(肝油除く)、メントール、播種用の種等
ドイツ	67	0.9%	緑茶、ラノリン、ソース混合調味料、錦鯉等、醤油
フランス	65	0.9%	アルコール飲料(ウイスキー等)、ほたて貝、醤油、緑茶、ソース混合調味料
英国	61	0.8%	ソース混合調味料、アルコール飲料(日本酒等)、醤油、牛肉、清涼飲料水
イタリア	34	0.5%	植木・盆栽等、レシチン等、真珠、ソース混合調味料、干し肉・焼きのり・味付けのり
その他	82	1.1%	-
EU以外向け計	7,079	94.4%	-
香港	1,853	24.7%	真珠、乾燥なまこ、たばこ、菓子、貝柱調製品
米国	1,045	13.9%	ぶり、アルコール飲料(日本酒等)、ほたて貝、ソース混合調味料、緑茶
台湾	931	12.4%	たばこ、りんご、さんご、ソース混合調味料、アルコール飲料(ビール等)
中国	899	12.0%	ほたて貝、丸太、植木・盆栽等、播種用の種等、アルコール飲料(日本酒等)
韓国	511	6.8%	アルコール飲料(ビール等)、ほたて貝、ソース混合調味料、たい、丸太
その他	1,841	24.5%	-
輸出先計	7,502	100.0%	

結果分析

- EU側の関税については、水産物、緑茶、牛肉などの輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得(ほとんどが即時撤廃)。

例) ・水産物: 寿司や日本食レストラン用の需要が多いほとんどの水産物について、即時撤廃(ほたて貝は段階的に8年目に撤廃)。

・調味料: 日本食レストランでの需要が多い醤油・味噌等調味料について即時撤廃。

・緑茶: 健康志向の消費者の需要が大きく、抹茶スイーツの人気も増大している緑茶について即時撤廃。

・牛肉: 2014年6月の輸出開始以降、高級レストランを中心に、順調に輸出量を伸ばしている牛肉について即時撤廃。

・花き: 日本庭園や「BONSAI」のブームを背景に需要が多い花き(植木・盆栽等)について即時撤廃。

重点品目: 「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月地域の活力創造本部とりまとめ)において記載

水産物(ほたて貝、ぶり)、牛肉、調味料、日本特有の食材(ゆず等)、コメ、緑茶、アルコール飲料、花き



- 現在、EU向け輸出額は423億円(2016年)であり、世界全体に占める輸出額は5.6%となっている中、市場アクセス改善が図られれば、EU市場は、所得が高く、日本食レストラン数も多いため、外食向け需要を中心に今後の輸出拡大を期待。

- この機会を捉え、牛肉以外の畜産物(豚肉・鶏肉・鶏卵・乳・それらを原料とする加工食品)の輸出解禁等、市場アクセス以外の個別の輸出環境課題の解決に向けた取組を加速化し、更なる輸出拡大を図る。

EUの農林水産品の対日関税の内容

- 輸出重点品目である水産物、緑茶、牛肉などを含め、ほとんどの品目^(注)で即時撤廃を獲得。

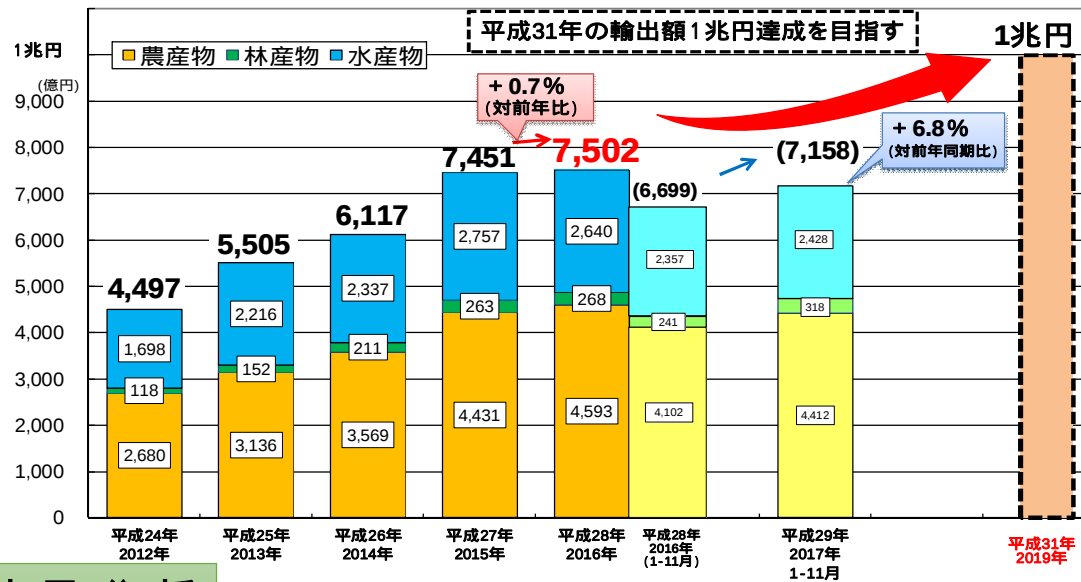
品目	現行関税率	日EUEPA 譲許内容 ^(注)	輸出金額（億円） （2016年）
水産物	無税～26%（なまこ調製品等）	即時撤廃	76
醤油等調味料	7.7%（醤油）	即時撤廃	57
アルコール飲料	無税～32㏄/100㏄	即時撤廃	53
緑茶	無税～3.2%	即時撤廃	23
牛肉	12.8%+141.4～304.1㏄/100kg	即時撤廃	12
花き	6.5又は8.3%（植木・盆栽・鉢もの） 8.5又は10%（切り花）	即時撤廃	7
林産物 （木材・木材製品）	無税～10%	即時撤廃	5
青果物	12.8%（かんきつ（ゆず等）） 9.5㏄/100kg（ながいも）	即時撤廃	0.4
豚肉	46.7～86.9㏄/100kg	即時撤廃	-
鶏肉	6.4%、18.7～102.4㏄/100kg	即時撤廃	-
鶏卵 （粉卵等含む）	16.7～142.3㏄/100kg	即時撤廃	-
牛乳・乳製品	118.8㏄/100kg 等（脱脂粉乳） 189.6㏄/100kg 等（バター）	即時撤廃	-

EU向け輸出重点品目：水産物（ほたて貝、ぶり）、牛肉、調味料、日本特有の食材（ゆず等）、コメ、緑茶、アルコール飲料、花き

（注）ほたて貝（段階的に8年目に撤廃）、アイスクリーム（段階的に6年目までに70%削減）、ココア粉（段階的に8年目までに25%削減）等を除く。

（ ） 現在、輸出解禁に向け協議中の品目。

我が国の農林水産物・食品の輸出額の推移



我が国の農林水産物・食品のTPP参加国への輸出額の割合 (2016年)

輸出先国	輸出額 (億円)	割合	主な輸出品目
TPP11参加国計			
ベトナム	323	4.3%	粉乳、さけ・ます、いか、ほたて貝、かつお・まぐろ類
シンガポール	234	3.1%	アルコール飲料(ウイスキー等)、ソース混合調味料、牛肉、緑茶、たばこ
豪州	124	1.6%	清涼飲料水、ソース混合調味料、アルコール飲料(ビール等)、ほたて貝、醤油
カナダ	83	1.1%	アルコール飲料(清酒等)、ほたて貝、ごま油、ソース混合調味料、緑茶
マレーシア	73	1.0%	いわし、アルコール飲料(清酒等)、ソース混合調味料、さば、配合調製飼料
NZ・メキシコ・チリ・ペルー・ブルネイ計	48	0.6%	メントール、さば、ソース混合調味料、播種用の種等、アルコール飲料(ビール等)
TPP11参加国以外			
香港	1,853	24.7%	真珠、乾燥なまこ、たばこ、菓子、貝柱調製品
米国	1,045	13.9%	ぶり、アルコール飲料(清酒等)、ほたて貝、ソース混合調味料、緑茶
台湾	931	12.4%	たばこ、りんご、さんご、ソース混合調味料、アルコール飲料(ビール等)
中国	899	12.0%	ほたて貝、丸太、植木等、播種用の種等、アルコール飲料(清酒等)
韓国	511	6.8%	アルコール飲料(ビール等)、ほたて貝、ソース混合調味料、たい、丸太
E U	423	5.6%	アルコール飲料(ウイスキー等)、ほたて貝、ソース混合調味料、緑茶、醤油
その他	956	12.7%	-
輸出先計	7,502	100.0%	-

結果分析

- 水産物、加工食品、米、青果物、牛肉、茶等、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目()の全てで関税撤廃。
 例)・牛肉:近年輸出の伸びが大きい牛肉について、即時～10年目撤廃 (特にカナダでは26.5%の関税を6年目撤廃)
 ・りんご:2015年9月に輸出が解禁されたベトナムで、3年目撤廃
 ・花き:新興市場として今後輸出拡大を狙うカナダで即時撤廃
 ・茶:近年輸出の伸びが著しい茶について、15%の関税を課しているベトナムで、4年目撤廃
 ・清酒:12%もの高関税が課されていたベトナムで、3年目撤廃
 ・味噌・醤油:日本食レストラン数が大きく増えているTPP諸国(注)で、即時～6年目撤廃
 [注:TPP11参加国の合計 5,638店(2013年) → 9,432店(2017年)(1.7倍)]
 ・チョコレート:近年輸出が大きく増加しているベトナム(2016年2億円、前年比32%増)で5～7年目の関税撤廃
 ・水産物:近年輸出の伸びが著しいベトナムで、ぶり、さば、さんまなど全ての生鮮魚・冷凍魚について、即時撤廃
- ベトナムやマレーシアを始め、今後の伸びが期待される新興市場であるTPP諸国向けに、更なる輸出拡大が期待される。また、調味料を含む日本食関連品目の関税撤廃により、日本食の普及との相乗効果による輸出拡大の好機もとらえ、更なる輸出促進の取組を強化する。
- この機会を捉え、関税撤廃以外の輸出環境課題(動植物検疫、放射性物質に係る輸入規制、食品安全基準等)の解決に向けた取組も加速化し、更なる輸出拡大を図る。

TPP11における主な品目の交渉結果と輸出の現状

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注）2017年10月1日時点の税率（EPA税率が高い場合はWTO共通税率を適用）。

品目	国	市場アクセス		2016年輸出額 (百万円)		TPP11 / 世界
		WTO共通税率[EPA税率]注)	交渉結果	世界	TPP11	
米	ベトナム	40%[15%]	即時撤廃	2,709	742	27%
	マレーシア	40%	11年目撤廃			
牛肉	カナダ	26.5%	6年目撤廃	13,552	1,545	11%
	メキシコ	枠外20～25% 枠内[6,000ト、12～22.5%]	10年目撤廃			
	ベトナム	8～30%[1.4又は7.5%]	3年目撤廃			
りんご	ベトナム	10%[3.6%]	3年目撤廃	13,299	193	1%
なし	マレーシア	5%[無税]	即時撤廃	807	13	2%
	カナダ	無税又は2.81セント/kg(但し、10.5%を上限)	即時撤廃			
花き	カナダ	0又は6%(植木・盆栽・鉢もの) 無税～16%(切り花)	即時撤廃	8,750	1,518	17%
茶	ベトナム	40%[15%]	4年目撤廃	11,551	2,179	19%
財務省所管物資 清酒	カナダ	2.82～12.95セント/リットル	即時撤廃	15,581	1,938	12%
	ベトナム	55%[12%]	3年目撤廃			
	メキシコ	20%[無税]	即時撤廃			
焼酎	カナダ	0.1228セント/リットル/アルコール度数1%	即時撤廃	1,466	199	14%
味噌	ベトナム	20%[45%]	5年目撤廃	3,061	569	19%
	マレーシア	5%[無税]	即時撤廃			
醤油	ベトナム	33%[8.2%]	6年目撤廃	6,608	997	15%
	マレーシア	10%[無税]	即時撤廃			
チョコレート	ベトナム	13～35%[7.5又は13.1%]	5～7年目撤廃	9,195	1,090	12%
	マレーシア	10又は15%[無税]	即時撤廃			
ぶり・さば・さんま	ベトナム	10～15%[5.5～30%]	即時撤廃	32,089	3,732	12%
さけ・ます	ベトナム	10%～20%[5.5%又は11.3%]	即時撤廃	6,538	2,168	33%



輸出促進の推進体制(農林水産物等輸出促進全国協議会)

MAFF

- 我が国の高品質で安全な農林水産物・食品の輸出を一層促進するため、関係者が一体となった取組を推進することを目的に、農林水産物等輸出促進全国協議会を設立(平成17年4月27日)。
- 農林水産団体、食品産業・流通関係団体、外食・観光関係団体、経済団体、47都道府県知事、関係省庁で構成。事務局は農林水産省食料産業局輸出促進課。

これまでの開催経緯

- 第1回 平成17年4月27日、KKRホテル東京
規約及び構成の承認
輸出拡大目標の確認
- 第2回 平成18年5月31日、ニューオータニ東京
日本食海外普及功労者表彰(第1回)
輸出倍増行動計画の承認
- 第3回 平成19年5月25日、グランドプリンスホテル赤坂
日本食海外普及功労者表彰(第2回)
輸出戦略の了承

(中略)

- 第10回 平成27年10月30日、ホテルオークラ東京
日本食海外普及功労者表彰(第9回)
輸出戦略実行委員会の取組状況報告
- 第11回 平成28年11月25日、ザ・キャピトルホテル東急
日本食海外普及功労者表彰(第10回)
過去の功労者の現況紹介
輸出戦略実行委員会の取組状況報告
- 第12回 平成29年11月24日、ザ・キャピトルホテル東急
日本食海外普及功労者表彰(第11回)
過去の日本食海外普及功労者による現地情報等の紹介
輸出拡大に向けた取組状況について



平成29年11月24日 総会記念撮影(前列に安倍総理大臣(左から5人目)、齋藤農林水産大臣(左から4人目)、宮腰内閣総理大臣補佐官(右から3人目)茂木協議会会長(右から4人目)、表彰受賞者5名。後列右から丸山審議官、石川貿易経済協力局長、熊倉選考委員、下渡選考委員、服部選考委員、村松選考委員、天羽総括審議官)

輸出に取り組む優良事業者表彰について

- 輸出額1兆円目標を達成するためには、輸出に取り組む事業者の輸出意欲を喚起する必要。このため、輸出に取り組む事業者のうち、特に優れた事業者に対し、その功績を称え、これを広く国民に周知することにより、輸出を促進することを目的とし「輸出に取り組む優良事業者表彰」を実施。
- 我が国の農林水産物・食品の輸出において成果をあげている事業者に対し、農林水産大臣賞、食料産業局長賞を授与。(28年度より実施し、29年度が2回目の実施)。

平成29年度輸出に取り組む優良事業者表彰 受賞者

○ 農林水産大臣賞（5事業者）

株式会社Wakka Japan	北海道札幌市
丸山製茶株式会社	静岡県掛川市
株式会社スギヨ	石川県七尾市
全国農業協同組合連合会鳥取県本部	鳥取県鳥取市
サンキョーミート株式会社	鹿児島県志布志市

○ 食料産業局長賞（10事業者）

西山製麺株式会社	北海道札幌市
株式会社南部美人	岩手県二戸市
青森県農村工業農業協同組合連合会	青森県弘前市
株式会社新丸正	静岡県焼津市
株式会社北雪酒造	新潟県佐渡市
丸美産業株式会社	愛知県飛鳥村
株式会社鈴木栄光堂	岐阜県大垣市
京都青果合同株式会社	京都府京都市
白鶴酒造株式会社	兵庫県神戸市
三島食品株式会社	広島県広島市



平成30年2月2日「平成29年度輸出に取り組む優良事業者表彰」表彰式典(記念撮影)

海外で日本の「食」が注目されている

MAFF

和食ブーム

- 外国人観光客が
「訪日前に期待すること」

1位「食事」(62.5%)

出典: JNTO 訪日外客訪問時調査 (2010年)



- 外国人が好きな外国料理

1位「日本料理」(21.1%)

出典: 日本貿易振興機構調査 (2013年3月)

- 海外の日本食レストランの数

2017年

約11万8千店

(外務省調べ、農林水産省推計)



食を文化としてとらえる世界の潮流

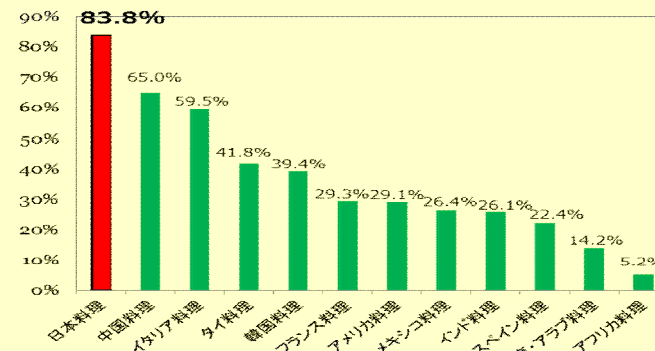
日本料理への高い好感度

- 好きな外国料理、全体1位は日本。回答者の83.8%が日本料理を好きと回答【図1】
- 米国を除く全ての国・地域で1位は「日本料理」(米国では3位)【図2】
- 日本、イタリア以外は、近隣国の食が高評価される傾向に

好きな外国料理

質問:「好きな料理かつ外食で食べる外国料理はどれですか(複数回答可)」 ※本設問においては、実施国の料理は選択肢から除外

【図1】好きな外国料理(7カ国全体結果)



※【図1は複数回答可としており、回答者数に対する回答個数の割合を示した。なお、自国の料理は選択肢から除外

出典: 日本食品に対する海外消費者意識アンケート調査(7カ国・地域比較版)(JETRO(2013年3月))

【図2】好きな外国料理(各国の結果)



【日本食品・日本料理に関する評価】

日本料理が好きな理由

主な理由は「味の良さ」「健康に配慮」「洗練されている・高級感」。

日本料理のイメージ

「美味しい」「健康に良い」「おしゃれ」「安全」など総じてポジティブなイメージが強い一方、4割程度の回答者が「価格が高い」と回答。

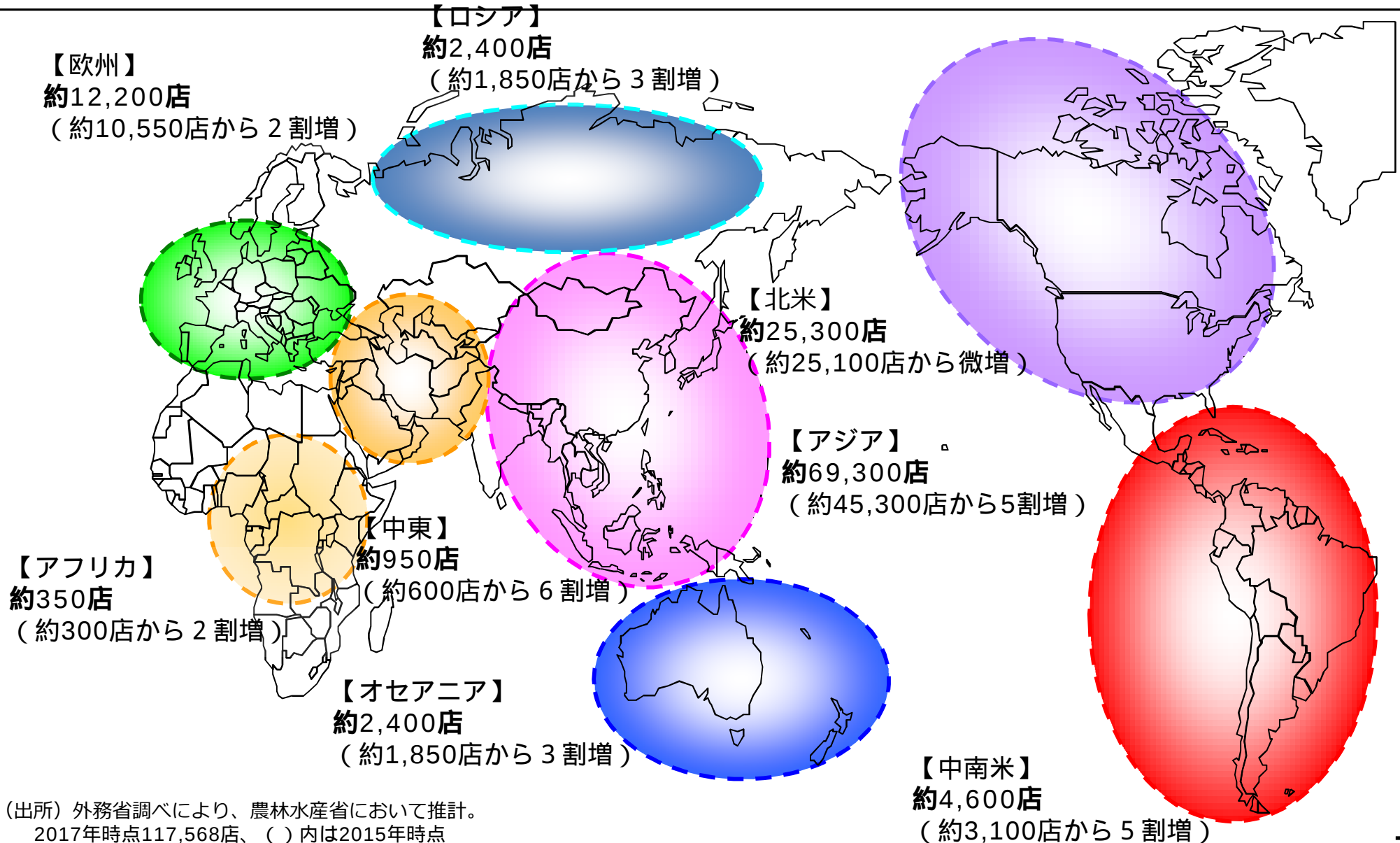
好きな日本料理

「寿司・刺身」「天ぷら」「ラーメン」などが上位。

出典: 日本食品に対する海外消費者意識アンケート調査(6都市比較版)(JETRO(2014年3月))

海外における日本食レストランの数

- 2017年の海外における日本食レストランは、2015年の約8.9万店から3割増の約11.8万店。
【約2.4万店(2006年) → 約5.5万店(2013年) → 約8.9万店(2015年) → 約11.8万店(2017年)】
(7年間で2.3倍) (2年間で1.6倍) (2年間で1.3倍)



MAFF

- 34 -

輸出相談窓口



輸出証明書発行
システムの
入力方法を教えて
ください！



そもそも輸出には、
どれくらいの書類と
期間が必要なの？



日本政府の支援策の
ぜんぶ、どこで
詳しく見ることが
できますか？

農林水産物・食品の輸出で、 困ってること、ありませんか？

あんな質問、こんな相談、お答えします、一緒に考えます。

ヨーロッパでの
流通ルート開拓、
アドバイス
もらえますか？



マカオのレストランが
日本食材を輸入したい
とのこと。
必要な手続きは？



最高級の梅を輸出したい！
どこの国がおすすめですか？



イスラム圏に
輸出したいので、
ハラールについて
教えてほしい！

相手先から輸出品の
産地証明を求められ
ました。
取得方法は？



放射性物質の
規制は、各国で
どうなっ
ているの？



現地で証明書のハンコの印影が
違うと言われ、通関できず困った！

JETRO×農林水産省 輸出のあれこれ 相談所



アジアでの
国際見本市の
予定、教えて
ください！



米国にかまぼこの輸出を
検討しています。
どんな準備が必要ですか？



JETRO (ジェトロ：日本貿易振興機構) と農林水産省は、

皆さまに“無料”でご利用いただける農林水産物・食品の輸出相談窓口を全国各地に設けています。

例えば輸出先国の各種規制・制度、書類手続き方法、各種支援事業、輸出先国のマーケット情報など、

輸出についてのさまざまなお問い合わせ・ご相談に、ぜひご利用ください！

JETRO×農林水産省

輸出のあれこれ お問い合わせ・ご相談はお気軽に！ 何度ご利用されても“無料”です！！
相談所

輸出先国のマーケット情報、見本市・商談会情報、書類手続き方法など。

ジェトロ (日本貿易振興機構) ジェトロ本部 03-3582-5646

ジェトロ北海道 011-261-7434	ジェトロ静岡 054-352-8643	ジェトロ広島 082-535-2511
ジェトロ青森 017-734-2575	ジェトロ浜松 053-450-1021	ジェトロ山口 083-231-5022
ジェトロ盛岡 019-651-2359	ジェトロ新潟 025-284-6991	ジェトロ徳島 088-657-6130
ジェトロ仙台 022-223-7484	ジェトロ富山 076-444-7901	ジェトロ香川 087-851-9407
ジェトロ秋田 018-865-8062	ジェトロ金沢 076-268-9601	ジェトロ愛媛 089-952-0015
ジェトロ山形 023-622-8225	ジェトロ福井 0776-33-1661	ジェトロ高知 088-823-1320
ジェトロ福島 024-947-9800	ジェトロ岐阜 058-271-4910	ジェトロ福岡 092-741-8783
ジェトロ関東 03-3582-4953	ジェトロ名古屋 052-589-6210	ジェトロ北九州 093-541-6577
ジェトロ茨城 029-300-2337	ジェトロ三重 059-228-2647	ジェトロ佐賀 0952-28-9220
ジェトロ栃木 028-670-2366	ジェトロ大阪本部 06-4705-8606	ジェトロ長崎 095-823-7704
ジェトロ千葉 043-271-4100	ジェトロ京都 075-325-5703	ジェトロ熊本 096-354-4211
ジェトロ横浜 045-222-3901	ジェトロ神戸 078-231-3081	ジェトロ大分 097-513-1868
ジェトロ山梨 055-220-2324	ジェトロ鳥取 0857-52-4335	ジェトロ宮崎 0985-61-4260
ジェトロ長野 026-227-6080	ジェトロ松江 0852-27-3121	ジェトロ鹿児島 099-226-9156
ジェトロ諏訪 0266-52-3442	ジェトロ岡山 086-224-0853	ジェトロ沖縄 098-859-7002

電話 | 平日 9 時～12 時 / 13 時～17 時 (祝祭日・年末年始を除く)

輸出先国の各種規制・制度、放射性物質や検疫、各種支援事業など。

農林水産省・地方農政局等 農林水産省輸出促進課 03-6744-7155

北海道農政事務所 011-330-8810	北陸農政局 076-232-4233	中国四国農政局 086-224-9415
東北農政局 022-221-6402	東海農政局 052-223-4619	九州農政局 096-211-8607
関東農政局 048-740-5351	近畿農政局 075-414-9101	沖縄総合事務局 098-866-1673

電話 | 平日 9 時～12 時 / 13 時～17 時 (祝祭日・年末年始を除く)

農林水産省相談メールフォーム | <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/shokusan/kaigai/160912.html>

●酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けております。

●新輸出大国コンソーシアムの専門家が、海外展開を目指す中堅・中小企業の方を支援します。

詳細はお近くのジェトロ事務所にお問い合わせください。新輸出大国コンソーシアムホットライン 0120-95-3375

農林水産省 JETRO

農林水産物・食品の輸出分野における課題解決のための現地体制(アジア)

(アジア)

農林水産物・食品輸出分野における課題解決のための現地体制 【21の国・地域(約60都市)】

輸出先国の規制や運用手続き等については、海外現地にもお問い合わせ頂けます。

香 港	在香港日本国総領事館	+852-2522-1184	t00661@mofa.go.jp
	ジェトロ・香港事務所	+852-2501-7231	HKG@jetro.go.jp
		+852-2501-7224	
台 湾	公益財団法人日本台湾交流協会 台北事務所	+886-2-2713-0826	jfood.info-k1@tp.koryu.or.jp
韓 国	在韓国日本国大使館	+82-2-2170-5235	kigyoshien-korea@so.mofa.go.jp
	ジェトロ・ソウル事務所	+82-2-399-5905	KOS@jetro.go.jp
		+82-2-3442-6082	
中 国	在中国日本国大使館	+86-10-8531-9800	keizai@pk.mofa.go.jp
	在上海日本国総領事館	+86-21-5257-4766	http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/support/index.html
	在広州日本国総領事館	+86-20-8388-3009	http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/keizai.html
	在重慶日本国総領事館	+86-23-6372-381	kigyoshien@cq.mofa.go.jp
	在瀋陽日本国総領事館	+86-24-2321-8956	kigyoshien@ya.mofa.go.jp
	在青島日本国総領事館	+86-532-8090-0001	kigyoshien@qd.mofa.go.jp
	在大連領事事務所	+86-411-8370-4077	kigyo@ya.mofa.go.jp
	ジェトロ・上海事務所	+86-21-6270-0489	PCS@jetro.go.jp
	ジェトロ・北京事務所	+86-10-6513-7077	PCB@jetro.go.jp
	ジェトロ・大連事務所	+86-411-8360-9418	PCD@jetro.go.jp
	ジェトロ・青島事務所	+86-532-8387-8909	PCQ@jetro.go.jp
	ジェトロ・広州事務所	+86-20-8752-0060	PCG@jetro.go.jp
	ジェトロ・武漢事務所	+86-27-5950-0707	PCW@jetro.go.jp
	ジェトロ・成都事務所	+86-28-8779-6693	PCC@jetro.go.jp
シンガポール	在シンガポール日本国大使館	+65-6235-8855	nihonkigyoshien@sn.mofa.go.jp
	ジェトロ・シンガポール事務所	+65-6221-8174	SPR@jetro.go.jp
マレーシア	在マレーシア日本国大使館	+603-2177-2714	business@kl.mofa.go.jp
	ジェトロ・クアラルンプール事務所	+603-2171-6077	MAK@jetro.go.jp
ブルネイ	在ブルネイ日本国大使館	+673-2238052	kigyoshien@bw.mofa.go.jp

(アジア)

インドネシア	在インドネシア日本国大使館	+62-21-39839754	support-japan100@dj.mofa.go.jp
	ジェトロ・ジャカルタ事務所	+62-21-5200264	JKT@jetro.go.jp
タイ	在タイ日本国大使館	+66-2207-8595	business-support@bg.mofa.go.jp
	ジェトロ・バンコク事務所	+66-2253-6441(Ext128)	bgk-food@jetro.go.jp
ベトナム	在ベトナム日本国大使館	+84-4-3846-3000	keizaihan-agri@ha.mofa.go.jp
	在ホーチミン日本国総領事館	+84-8-3933-3510	hcm-keizaikeikyo@hc.mofa.go.jp
	ジェトロ・ホーチミン事務所	+84-8-3821-9363	VHO@jetro.go.jp
	ジェトロ・ハノイ事務所	+84-4-3825-0630	VHA@jetro.go.jp
		+84-4-3846-3000	
ミャンマー	在ミャンマー日本国大使館	+95-1-549644~8	nihonkigyo-shien@yn.mofa.go.jp
	ジェトロ・ミャンマー事務所	+95-1-371787	MYM@jetro.go.jp
フィリピン	在フィリピン日本国大使館	+63-2-551-5710	nikkeikigyo.phil@ma.mofa.go.jp
	ジェトロ・マニラ事務所	+63-2-892-4376	MLA@jetro.go.jp
インド	在インド日本国大使館	+91-11-4610-4610	jpemb-economic@nd.mofa.go.jp
	ジェトロ・ニューデリー事務所	+91-11-4168-3006	IND@jetro.go.jp

農林水産物・食品の輸出分野における課題解決のための現地体制(北米・中南米・大洋州)

(北米)

農林水産物・食品輸出分野における課題解決のための現地体制 【21の国・地域(約60都市)】

輸出先国の規制運用手続き等については、海外現地にもお問い合わせ頂けます。

米 国	在米国日本国大使館	+1-202-238-6712	business-support@ws.mofa.go.jp
		+1-202-238-6721	
	在アトランタ日本国総領事館	+1-404-240-4300	keizai@aa.mofa.go.jp
	在サンフランシスコ日本国総領事館	+1-415-780-6000	economic@sr.mofa.go.jp
	在シアトル日本国総領事館	+1-206-682-9107	economy@se.mofa.go.jp
	在ポートランド領事事務所	+1-503-221-1811	keizaiporland@se.mofa.go.jp
	在シカゴ日本国総領事館	+1-312-280-0400	econ@cg.mofa.go.jp
	在デトロイト日本国総領事館	+1-313-567-0120	seikei@dt.mofa.go.jp
	在デンバー日本国総領事館	+1-303-534-1151	economics@de.mofa.jp
	在ナッシュビル日本国総領事館	+1-615-340-4300	economics@nv.mofa.go.jp
	在ニューヨーク日本国総領事館	+1-212-371-8222	business-support@ny.mofa.go.jp
	在ハガツニャ日本国総領事館	+1-671-646-1290	infocgj@ag.mofa.go.jp
	在ヒューストン日本国総領事館	+1-713-502-6900	info@ho.mofa.go.jp
	在ボストン日本国総領事館	+1-617-973-9772	business@bz.mofa.go.jp
	在ホノルル日本国総領事館	+1-808-543-3111	companysupport@hl.mofa.go.jp
	在マイアミ日本国総領事館	+1-305-530-9090	business-support@mi.mofa.go.jp
	在ロサンゼルス日本国総領事館	+1-213-617-6700	keizai@ls.mofa.go.jp
	ジェトロ・アトランタ事務所	+1-404-681-0600	ama-project@jetro.go.jp
	ジェトロ・サンフランシスコ事務所	+1-415-392-1333	sfc-marketing@jetro.go.jp
	ジェトロ・シカゴ事務所	+1-312-832-6000	CGO@jetro.go.jp
	ジェトロ・ニューヨーク事務所	+1-212-997-0439	nya-food@jetro.go.jp
	ジェトロ・ロサンゼルス事務所	+1-213-624-8855	lag-food@jetro.go.jp
カ ナ ダ	在カナダ日本国大使館	+1-613-241-8541	economic@ot.mofa.go.jp
	ジェトロ・トロント事務所	+1-416-861-0325 +1-416-861-0196	TOR@jetro.go.jp

(中南米・大洋州)

農林水産物・食品輸出分野における課題解決のための現地体制 【21の国・地域(約60都市)】

輸出先国の規制や運用手続き等については、海外現地にもお問い合わせ頂けます。

ブ ラ ジ ル	在ブラジル日本国大使館	+55-61-3442-4215	zaibrazilnihonkigyoyou@bs.mofa.go.jp
	ジェトロ・サンパウロ事務所	+55-11-3141-0788	SAO@jetro.go.jp
チ リ	在チリ日本国大使館	+56-2-2232-1807	eco.japon@sg.mofa.go.jp
	ジェトロ・チリ事務所	+56-2-2203-3406	info.santiago@jetro.go.jp
豪 州	在豪州日本国大使館	+61-2-6272-7240	economics@cb.mofa.go.jp
	在シドニー日本国総領事館	+61-2-9250-1034	cgeco@sy.mofa.go.jp
	在パース日本国総領事館	+61-8-9480-1825	eco@pt.mofa.go.jp
	在ブリスベン日本国総領事館	+61-7-3221-5188	economic@bb.mofa.go.jp
	在メルボルン日本国総領事館	+61-3-9667-7816	jc-biz@mb.mofa.go.jp
	ジェトロ・シドニー事務所	+61-2-9002-6201	SYD@jetro.go.jp

農林水産物・食品の輸出分野における課題解決のための現地体制(欧州・中東・アフリカ)

(欧州・中東・アフリカ)

農林水産物・食品輸出分野における課題解決のための現地体制 【21の国・地域(約60都市)】

輸出先国の規制や運用手続き等については、海外現地にもお問い合わせ頂けます。

E	U	欧州連合日本政府代表部	+32-2-500-7756	info@eu.mofa.go.jp
		ジェトロ・ブリュッセル事務所	+32-2-282-0506 +32-2-282-0508	BEB@jetro.go.jp
ド	イ	ドイツ日本国大使館	+49-30-21094-0	japanese-info@bo.mofa.go.jp
		ジェトロ・ベルリン事務所	+49-30-2094-5560	info-blm@jetro.go.jp
英	国	在英国日本国大使館	+44-20-7465-6500	shokusangyo-support@ld.mofa.go.jp
		ジェトロ・ロンドン事務所	+44-20-7421-8327	agra_london@jetro.go.jp
フ	ラ	フランス日本国大使館	+33-1-4888-6236	food-promotion@ps.mofa.go.jp
		ジェトロ・パリ事務所	+33-1-4261-2922 +33-1-4261-2951	PRS@jetro.go.jp
イ	タ	イタリア日本国大使館	+39-06-488-5169	business-support@ro.mofa.go.jp
		ジェトロ・ミラノ事務所	+39-02-7211-791	mil-event@jetro.go.jp
ロ	シ	ロシア日本国大使館	+7-495-229-2579	kigyoshien@mw.mofa.go.jp
		在ウラジオストク日本国総領事館	+7-423-226-7502	jpconvl@vl.mofa.go.jp
		在サンクトペテルブルク日本国総領事館	+7-921-957-2345	keizai@px.mofa.go.jp
		在ノボロフスク日本国総領事館	+7-4212-413-044	consul@kh.mofa.go.jp
		在ユジノサハリンスク日本国総領事館	+7-4242-726-055	sakhalinjp1@ys.mofa.go.jp
		ジェトロ・モスクワ事務所	+7-495-580-7320	rsm-pj@jetro.go.jp
中	東	ジェトロ・サンクトペテルブルク事務所	+7-812-318-0267	RSS@jetro.go.jp
		在アラブ首長国連邦日本国大使館	+971-2-4435696	embjpn@ab.mofa.go.jp
		在ドバイ日本国総領事館	+971-4-3319191	kigyo-shien@du.mofa.go.jp
エ	ジ	ジェトロ・ドバイ事務所	+971-4-3880601	UAD@jetro.go.jp
		在エジプト日本国大使館	+20-2-25285910	japan.foodbiz.egypt@ca.mofa.go.jp
		ジェトロ・カイロ事務所	+20-2-25741111	CAR@jetro.go.jp

この体制についての問合せ先

外務省経済局官民連携推進室	03-5501-8336
農林水産省食料産業局輸出促進課	03-6744-7155
ジェトロ(日本貿易振興機構)	
農林水産・食品部農林産品支援課	03-3582-8348